

第一
章

横浜学院の開設と草創期の横浜専門学校

解題

『神奈川大学百年史』資料編は、横浜学院の開設から神奈川大学の今日までに至る歴史資料を収録したものである。本巻資料編Ⅰにはおおよそ、一九二八（昭和三）年から一九七七（昭和五十二）年頃までの資料を収めたが、これは学校開設から大学紛争で生じた問題に一区切りのついた時期に相当している。収録にあたっては、後に刊行する『通史編』の記述の根拠となるものや、神奈川大学百年の歴史を資料それ自身によつて語ることができるものを選ぶように努めた。

資料は各章とともに、まず「基本資料」と「教育・研究・学校生活」の資料に大きく分け、原則時系列に沿つて配置をした。「基本資料」には学校の概観等が分かる基礎的な資料を集め、とくに許認可書や寄附行為、校則や学則といった学校の経営や教育課程に関する規則・規程類がその中心になるが、それだけではなく回想や記事等からも広く収集した。「教育・研究・学校生活」には大学が日々果たしている個別具体的な活動に関係する資料を収めた。章によつては、その時代区分のなかでテーマとなる項目を抽出して関連資料を配置し、神奈川大学史の理解を深められるよう努めている。第一章では横浜専門学校時代から続く奨学金制度である「給費生制度」、第二章では「戦時下の様相」「校舎の接收」「女子学生」「大学昇格運動」、第五章では「大学紛争の経過と大学運営の刷新」である。

第一章では、神奈川大学の前身である横浜学院の開設から、横浜専門学校が誕生し多彩な学校生活が繰り広げられるようになる学校草創期の資料を扱った。

第一章の「基本資料」は資料1から資料23までである。

資料1となる横浜学院要則は創立者米田吉盛（一八九八（明治三十二）年十一月十日生）一九八七（昭

和六十二）年五月十七日没）が開設した神奈川大学の前身校、横浜学院の開設目的、開設学科、カリキュラム、入学資格等を記したものである。愛媛県喜多郡満穂村（現・内子町）に生まれた米田は中央大学専門部法学科を卒業し、そこで培つた親交を糧に教育事業に思いを馳せた。一九二一八（昭和三）年三月、こうして横浜市桜木町に設けたのが横浜学院である。横浜学院の目的は「本学院ハ認可ヲ経テ開校予定ナル専門学校令ニ拠ル修業年限三年制ノ横浜学院〔横浜専門学校：引用者注〕第二学年ニ文部省令ニ従ヒ無試験ニテ入学セシムヘキ者ヲ養成スル」（第一条）こととされ、同校は開校予定の横浜専門学校の第二学年入学者の養成機関でもあった。神奈川大学の前身校を横浜専門学校とはせずに横浜学院とする所以である。開設学科は「法学科、商業経済科」（第二条）であり、授業時間は「午後六時十分ヨリ同九時二十分迄」（第三条）の夜間部の学校であった。また入学資格について、「正科生ハ中等学校卒業者」としながらも、「男女ヲ問ハス年齢十六歳以上タルコトヲ要ス」（第六条）と女子にも門戸を開いていたことは注目されるが、現存の資料から女子の入学については確認できていない。だが制服に関する定めで、「所定ノ制帽（角帽）ヲ用ヒ和服ニハ必ス袴ヲ着用スヘシ」「但シ女子ハ此限りニ非ス」（第十二条）とあることから、女子の入学を想定していたことは間違いない。大学生のシンボルになっていた角帽の着用とともに、これらは横浜学院の特徴といつてよいだろう。なお米田の教育事業の嚆矢は、横浜学院に先立つこと警察や看守に法学一般を授ける旨を目的とした「特殊学校」にあつたという回想がある（吉田久「米田学長と創設の思い出」（『神奈川大学報』第八十五号、一九六七年七月二十八日）。資料1に現れる米田の肩書の「武藏学園長」というのがその学校のことであると思われる。横浜学院の開校は『横浜貿易新報』（現・神奈川新聞）に掲載された募集広告によつて初めて世に知られた（資料2）。横浜学院の建物名称が「桜木会館」であり、横浜専門学校開校までの「仮教場」とされていたことが分かる。募集広告からしばらくすると、同新聞には「開校後入学者多数にて教室に狭隘を告げ」、「近く

校舎新築の計画中」との記事が載り、横浜学院の講師陣容と担当科目等が掲載された（資料3）。

資料4から資料12は横浜専門学校設立に関する資料である。横浜学院は新聞記事で見た通り幸先の良いスタートを切り、いよいよ専門学校設立に向けての準備が進められた。まず「林頼三郎」「渡辺利二郎」「樋貝詮三」「東藤志那雄」と米田の名で横浜専門学校の設立主体である財団法人横浜専門学校の設立認可申請がなされ（資料4）、文部大臣より設立が許可された（資料5）。申請にあたつた林、樋貝は米田の中央大学時代の恩師、渡辺は横浜財界人の一人で、東藤は米田の親類である。林はのちに検事総長、大審院長、司法大臣のいわゆる「司法三長官」を歴任し、中央大学学長等も務めた。樋貝は林同様に中央大学で教鞭を執り、官界でも活躍して戦後は衆議院議長等の要職に就いた。渡辺は横浜の渡辺銀行、渡辺同族会社等で役職に就いている。資料6は設立許可となつた財団法人横浜専門学校の寄附行為である。法人の事務所を「横浜市中区西戸部町富士塚千七百四拾番地ニ置ク」（第三条）とあるが、これは専門学校設立にあたり、それまでの横浜市桜木町から同地に移転したことを示している。横浜専門学校は「中区西戸部町富士塚」（現・西区境之谷）にて再出発となつた。寄附行為で掲げられている役員のなかで、特筆するとすれば太田哲三であろう。会計学の泰斗である太田は東京商科大学（現・一橋大学）や中央大学で教授し、横浜専門学校に東京商科大学の教員を数多く紹介した。資料7は次いで行なわれた横浜専門学校の設立認可申請である。「専門学校令ニ依リ高等ナル学術、理論及応用ヲ教授シ併セテ人格ヲ陶冶スルヲ以テ目的」とする横浜専門学校の設立が目指された。資料8は一九二九（昭和4）年三月三十日、申請が通り誕生した横浜専門学校の設置認可書である。同日、学校の認可とともに、横浜専門学校長が定められ、校長には財団法人横浜専門学校の設立認可の際に名を連ねた林頼三郎が就くことになった（資料9）。

ところで旧制専門学校の設置にあたつての根拠法令は、一九〇三（明治三十六）年三月二十七日制

定の専門学校令であることはよく知られている通りであるが、より具体的に、例えば文部大臣に申請する目的・名称などの事項、設置に必要な校地・校舎・表簿・教員・学則中に定めるべき事項を示したのは、資料10の公立私立専門学校規程であった。こうした規程等に則つて定められたのが、横浜専門学校最初の校則、資料11の横浜専門学校学則である。学校の目的（第一条）は、すでに取り上げた資料7の文言と変わつていない。開設学科は「法学科」「商業理財科」（第三条）であり、後者は横浜学院の「商業経済科」から学科名が変更となつている。授業時間はそれまでは夜間部のみであつたが、昼間部も設けられるようになつた（第四条）。興味深いのは、「休業定日」（第九条）に祝日や日曜日に加えて、「横浜開港記念日」が加わっていることである。横浜の開港記念日は六月二日とされ、これは一八五八（安政五）年に結ばれた安政の五カ国条約に基づいて翌年横浜が開港となつたことにちなんだ。のちに横浜では市役所や全市小学校の休日として定着していくが、横浜にとつて大きな記念日が横浜専門学校の休日であつたわけである。ちなみに学校設立以来の休日であつた開港記念日を除外したのは、一九四二（昭和十七）年である。この年の六月一日から休日ではなくなつた。これについては同年の一月二十四日の「校則変更ニ関スル協議会」にて、「横浜開港記念日ヲ削除シ他ハ現行通其ノ儘トスルコトニ決定」（神奈川大学所蔵『会議録綴其二』、一九四二～一九四五）した。こうした理由は明らかではないが、一九四一（昭和十六）年度の卒業生から、軍事上の目的を主として在学・修業年限の短縮、繰上卒業が行なわれているので（第二章資料36）、授業時間の確保がその理由だつたのかもしれない。また制服について角帽の着用が横浜学院の特徴であったことはすでに触れたが、横浜専門学校においても引き続き着用の遵守（資料11生徒心得・第五条）が求められた。しかしその角帽は一九三五（昭和十）年度の入学生から丸帽への移行が進められている。

資料12は資料4の申請書類に添付された横浜専門学校にとつて最初となる校舎建築の設計図であ

る。校舎は間口二十二間（約四十メートル）に奥行き十二間（約二十二メートル）のE字型をし、正面すぐ右手側には「理事室」「事務室」「応接室」「講師室」があり、それらを囲むように「教室」「講堂」が配置された。Eの字の真ん中のあたりには、「学生控室」「小使室」、便所等があった。校舎正面中央の玄関部分は、玄関を象徴的に示すように山型に壁面を突き上げ、出入り口をアーチ型にくり抜いて、アーチ上部には水平な庇と格子窓があつた。校舎外壁面は色入りモルタル塗り仕上げなどで、図面を調査した研究によれば、これらは豪華というほどではないものの、当時の新設専門学校としては相応のものであったという。

さてこうして校舎等も設けて誕生した横浜専門学校であつたが、再び新天地を求めることになった。それが富士塚から六角橋（現・横浜キャンパス）への移転である。資料13から六角橋に居を移して以降の資料が続く。

その移転には六角橋の有力者である山室周作らの尽力があつた。資料13はその際に横浜専門学校と山室を筆頭とした土地所有者と結ばれた移転用地の仮契約書である。「土地約七千五百坪」の賃貸、「地代」、学校用通路の開設等が約され、これに伴つて、「横浜市神奈川区六角橋町字宮面」への位置変更願が提出された（資料14）。

桜木町から二度の移転を重ね、いよいよ一九三〇（昭和五）年から六角橋にて神奈川大学の歴史が本格的に出発することになった。資料15と資料16はその折の募集に関わる資料である。前者はポスター仕様で、資料年代は正確に明らかではないが、所在地が富士塚であること、また記載された学科名から推測するに一九三〇年度の入学者募集のもので間違いないと思われる。資料はその時の教員一覧に加え、「仙台高等工業学校」「名古屋高等商業学校」「京都、第三高等学校」「大阪商科大学」「広島高等工業学校」「福岡高等学校」「本校」といった入学試験場が記載されている。これらは

「地方試験」の会場であり、首都圏だけではなく、仙台から福岡までの会場で入学試験を催していたことに注意をしておきたい。これは初期の地方試験の実施が確認できる資料で、横浜学院、富士塚での募集で同様の入学試験が行なわれていたかどうかは分からぬ。後者は『官報』に掲載されたものでポスターの記述を裏付ける内容になつてゐる。

六角橋移転後、ポスターの資料年代を推定する鍵となつた大きな学科の改編があつた。それをうかがえるのが資料17、一九三〇年から施行の校則である。「法学科」は変わらないが、それまでの「商業理財科」が「高等商業科」と「貿易科」に改変され、どの学科にも昼間部と夜間部が用意されたが、「貿易科」のみ夜間部は置かれなかつた（第三条）。ここに「法学科」「高等商業科」「貿易科」の横浜専門学校を支えた三つの学科が整えられたことになる。資料18はこうした学校の概要とともに、入学競争率、卒業者特典、教職員等を紹介した横浜専門学校一覧である。

資料19は六角橋に移転後、翌年の志願者に向け受験雑誌に掲載された米田の記事である。米田は専門学校と大学の違いを述べながら、「学理の研究と学理の応用とを並行せしめて教授すること」が専門学校の役割だという。そして「教育の中心は教授に在り」との考え方から有為な教員をそろえ、彼らによる授業の展開に努めていることを強調する。その他、学科の紹介や入学試験の方針等が記されており、受験生に向けられたメッセージを通して当時の横浜専門学校の概要を知ることができる資料となつてゐる。資料20と資料21は卒業生に与えられる特典を示したもので、多くの学校と同様に横浜専門学校においても各種資格が認められた。そのうち資料20は高等試験を受験する際の予備試験の免除指定を受けたことを示す資料である。高等試験とは一九一八（大正七）年に定められた文官の上級官吏を登用するために行なわれていた試験で、一九四八（昭和二十三）年に国家公務員法にもとづく各種の国家公務員試験が実施されるまで続けられた。高等試験には一般行政官志望のための行政科、外交官

領事官のための外交科、判検事のための司法科が設けられた。試験に合格すれば出自については不問であったので、「立身出世」のストーリーと相まって、これらは「高文」と親しく呼ばれた。その試験は本試験と予備試験の二本立てで行なわれており、指定を受けた学校の卒業生はその予備試験を免除されたというわけである。資料は「大正七年文部省令第三号」、すなわち「高等試験令第七条及第八条」(『官報』第一六七〇号、一九一八年二月二十八日)の定めについて触れ、横浜専門学校は「高等学校高等科若ハ大学予科ト同等以上ト指定」されたことによつて免除となつたのである。資料21は高等商業科・貿易科の卒業生に与えられた「商事要項」担当の実業教員無試験検定資格に関する資料である。こうした資格授与を認められたことは横浜専門学校の知名度や社会的評価の向上に繋がっていく。

米田は一九三三(昭和八)年一月二十五日に発行された学生新聞『横専学報』にも、「本校志願者諸君に呈す一本校の教育方針と使命」と題する記事を寄せた(資料22)。掲載された同号は、「入学案内特輯号」と銘打つ、一風変わった試みであつた。というのも学生新聞の主たる読者は在学生であるので、とりわけ「入学案内」の記事は必要ないと思われるからである。しかしこの号を編んだ編集者は、同紙面で「その内容を識るための頼るべきよすがの無かつたゝめ、学校選定に迷つた苦い経験を思ひ、我々の親愛なる学友たらんとする志願者諸君のためにこの特輯号を発刊した」と、学校内容の紹介が将来の学友に必要で本号を準備したという。おそらくこの号は在学生のみならず、志願者のもとに届けられ、広く目に触れる機会があつたに違ひない。勢いその内容は横浜専門学校の姿を伝えるものになるので、当時の学校や試みを知ることができる資料になっている。その米田の記事は志願者向けといふところでは資料19と重なる点があるが、こちらの資料では「我横浜専門学校建学精神も亦此処にある……質実剛健の精神教育を基調となし専門教育を施すにある」と「建学精神」を披露している。もちろんこれは現在に繋がる神奈川大学の建学の精神の一つ、「質実剛健」

のことであり、この記事は建学の精神の資料上の根拠になっている。そのほか「教育は人を造るにあり」、「教育は教員にあり」といったキーワードが見え、学校運営にあたっての米田の考え方を知ることができるものになっている。

第一章の「基本資料」の最後には、専門学校の収入、支出といった財政状況が分かる資料を採録した（資料23）。

資料24から資料26では、本章のテーマ資料として「給費生制度」に関する資料を取り上げた。

「給費生制度」は神奈川大学が行なう奨学金制度の一つであり、現在まで実施され、「本給費ニ対シテハ返還其他何等ノ義務ヲ負ハスモノニアラズ」（資料24）ことは時代を経ても変わることはない。資料24は一九三四（昭和九）年度入学者のための給費生志願者向けの案内（心得）である。これが第一回の給費生募集であった。資料からは「給費金額」、当時は不要であった「受験料」、給費生試験でも行なわれた地方試験の状況、一九三三年十二月に実施となつた試験日程等が分かる。資料25はこの給費生制度の給費母体となつた横浜専門学校奨学会の結成を伝える資料である。この奨学会の目的は「本校が質実剛健の精神教育を基調とし、学理の研鑽に併せて其の応用力培養に力め以て実際的人物の養成を期するの教育方針なるに賛し、その発展を援助すること」にあり、会長は山川端夫（「国際連盟日本支部副会長」「貴族院議員」「法学博士」）が務めた。奨学会の陣容を調査した研究によれば、会は三菱、三井の二大財閥のほか東京に本店を有する大企業人や横浜代表の経済人から成る財界からの十四名、政界から四名、学界から一名の計十九名（山川は政界に含む）で構成され、資料中明示されていないが「官界」からのメンバーが多いことも特徴として注目できるという。給費生制度はその奨学会の活動の下で行なわれていたように思われるが、活動の実態を示す資料が乏しいので具体的なことは不明などころもある。制度の実際的な運営は事実上、横浜専門学校自体で行なわれているので、給費生制度の

創設やその後の運営は学校が主体的に進めたものと考えられていることも指摘しておきたい。この資料25は資料22と同じく『横専学報』「入学案内特輯号」に掲載された。横浜専門学校主導の制度であつたとしても、「特輯号」で披露された奨学会の錚々たる顔ぶれを見れば、注目を集めたに違いない。

ではその給費生制度は受験界ではどのように受け止められていたのだろうか。それを伺えるのが受験書籍に掲載された資料26である。同書籍を繰ると、「全国主要給費学校及び其の付随制度」の項目で、横浜専門学校が「特殊給費学校」の例として取り上げられていることが分かる。このカテーテゴリーに入るのは横浜専門学校のみで、「異彩を放つてゐる」という。なぜ横浜専門学校が「特殊給費学校」で「異彩」であるのか。それは紹介された他の例を見ると明らかなように、給費にあたつては大抵卒業後の奉職等、何らかの義務を設けるのが一般的だつたからである。そのため「返還其他何等ノ義務ヲ負ハスモノニアラズ」（資料24）とした横浜専門学校の給費生制度は「異彩を放つて」いたのであつた。そうした事情もあつて、第一回の給費生募集には「約三十名」（資料24）の人員に対して「六百有余名の志願者殺到」（『横専学報』三〇号、一九三四四年二月二十五日）であつたという。

第一章の「教育・研究・学校生活」に関わる資料は資料27から資料45までである。

資料27と資料28では回想から見る横浜専門学校の資料を取り上げた。資料27は横浜学院の開設を中心的にし、一番乗りで学校を訪れたという柳沢一雄の回想である。富士塚時代についても振り返っている。ちなみに資料中、「昭和二年十二月十四日と記憶するが、『横浜貿易新報』に『横浜市に夜間専門学校生る』と言つた様な見出し」記事が出たという指摘があるが、この記事の所在は確認できていない。もし存在しているとすれば、横浜専門学校に関する新聞資料の初出である。資料28は第一回卒業生を交えた座談会による資料である。第一回卒業生は横浜学院、富士塚、六角橋のそれそれで学校生活を送つており、初期の教員や学校の様子等が語られている。

資料29は高等試験司法科に在学中合格したという横浜専門学校生の記事である。文官の上級官吏を登用するための高等試験については資料20で触れている通りで、横浜専門学校においても受験に关心を持つ者は多かった。この記事で紹介されている法学科在学の大里吉雄の合格はもちろん快挙であるが、注目したいのは彼の入学動機と試験に向けての取り組み方である。まず大里は横浜専門学校を選んだ理由として、「歴史とか名前などにとらはれるのはどうでしやうか。どんな先生がをられるかも知らず、また知らうともせずに入学する学生が多いのではないでしやうか……私は第一に教授が斯界の権威ぞろひ」であつたからといい、試験に向けては、「有名な先生がしかも個人教授のように講義も質問もさし向ひですし、恐らくこれ以上の勉学の方法はない」というのである。大里の弁を見ると、すでに触れた米田の「教育の中心は教授に在り」（資料19）、「教育は教員にあり」（資料22）という信念が思い起こされる。米田は法学科の学科紹介で「東京帝大教授、高等試験委員、大審院判検事等の法学界の大家が兼任し、専任教授も亦是等兼任者に劣らざる学者で専心指導に当つてゐる。……裁判官、弁護士何れにならんと欲するも、高等試験（司法科）に合格せる者たるを要するから、其の試験委員が多数に兼任するは、受験者に取つて最も効果的授業を受け得らるる」（資料19）と述べているが、まさに大里の合格は米田のねらいとする通りであつた。

資料30から資料33は教育・研究に関する資料である。資料30は一九三八（昭和十三）年十二月二十三日に創刊された学術雑誌『商経法論叢』の林頼三郎による発刊の辞である。横浜専門学校でも専任教員が増えるにつれて研究活動が盛んになつていつたが、研究発表の場が学生の手による『横専学報』紙上や雑誌等に限られていた。そうしたなか、同年、横浜専門学校商経法学会が設立され、商学・経済学・法学の三つを含んだ待望の学術雑誌が生まれたのである。林の辞に続いて、上原專禄、中山伊知郎、松原一雄、大森一二、園田實、沼田嘉穂、久武雅夫、山田勇が筆を執っている。資料

31は江本茂夫による全国英語教授研究大会での英語授業実演の様子を伝えたものである。これは横浜専門学校の教育の一端を示す資料として採録した。陸軍軍人で語学に秀でた江本は、予備役編入とともに横浜専門学校に着任し、語学教育を担つた。江本の教育法は母国語を使わないダイレクト・メソッド（直接教授法）で、受講生の熱意もあって成果を挙げていた。そうした江本の指導は評判がよく、数度授業実演を行なっている。資料32と資料33は学校教練に関する資料である。学校教練とは一九二五（大正十四）年四月十一日の「陸軍現役将校学校配属令」制定以降、男子の中等教育以上の学校等で陸軍の現役将校らの指導により行なわれたものをいう。学校で軍事上の教育と訓練がなされていたことは現在との大きな違いである。学校教練にあたつてはその実施状況を「陸軍現役将校配属学校教練査閲規程」に基づき査閲していたが、資料32はその際の所見である。資料33は「富士駒門廠舎」で実施の野外演習計画表である。野外演習は各学年毎年実施され、そのねらいや方針は「環境異ナル地形ニ於テ平素校内ニ於テ実施シ得ザル各種演習、殊ニ新戦闘方式ノ基礎的演練ヲ行フト共ニ、艱苦欠乏ニ堪ヘ、規律アリ且ツ軽快ナル団体的活動ヲ演練シ……以テ精神的訓練ト相俟チテ其ノ指揮技能ノ向上ヲ図ルニアリ」とされた。

資料34から資料39は学生生活、とくに課外活動に関する資料である。資料34は学生新聞『横専学報』に掲載された発刊にあたつての言葉である。学校は「一つの有機体」「共同体」であるといい、新聞創刊の意気込みとともに学校の発展を祈念している。『横専学報』は六角橋に移転した直後の一九三〇年七月十日に創刊された。当初は『横浜専門学校学報』と題していたが、第四号から『横専学報』と改題した。『横専学報』は校友会雑誌部の手による学生新聞であるが、学校の広報紙的な性格もあり、横浜専門学校の往時をビビッドに伝える貴重な資料になつていて、この資料編において多くの記事を収録している。資料35は『横専学報』に掲載された最初期の課外活動団体のうち、「蹴

球部」（サッカー部）、「山岳部」、「英語部」の抱負である。ちなみに、このときすでに「野球部」「籠球部」「水泳部」「庭球部」「競技部」「蹴球部」「音楽部」「珠算部」「剣道部」「柔道部」「山岳部」「弁論部」「英語部」「雑誌部」の十四団体が活動している（「昭和五年度校友会費予算表」「横浜専門学校学報」第一号、一九三〇年七月十日）。資料36は評論・隨筆・短歌・俳句等が掲載された学生の文芸誌『岸壁』に關わる資料である。『岸壁』も『横専学報』と同様に中途で改題をしている。『岸壁』は第二号まで『校友会誌』と呼ばれ、資料として挙げた第三号から『岸壁』に改めた。資料は、横浜に因んであえて「岸壁」に改題したことや、労作といえる各作品が集まっているといい、着実に号を重ねている様子が分かる。実業教育に重きを置く専門学校では、文学や歴史等に触れる機会はそれほど多くはないといつてよい。そうしたなか、このような課外活動は学生生活のアクセントになつたと思われる。

ところで、新春の催し物の一つとして注目を集めことが多い、いわゆる「箱根駅伝」は一九一〇（大正九年）年一月十四日・十五日に第一回が開催された。神奈川大学は横浜専門学校時代の第十七回のときに初出場を果たした。その折の資料が資料37である。横浜専門学校の初挑戦は十四位（最下位）と振るわなかつたが、陸上長距離の選手が十分に育つていなか、果敢な挑戦を果たしたことは記録に残しておきたい。資料38と資料39も課外活動、「ア式蹴球部」（サッカー部）と「新聞聯盟結成」（雑誌部）に関する資料を扱つたが、ここで収録したのはともに「市内五専門学校」（資料38）、「在浜五専門学校」（資料39）と、「ハマの五専門」に言及しているからである。ハマの五専門とは、横浜に所在する五つの高等教育機関を示すニックネームで、横浜専門学校のほか、官立横浜高等工業学校・官立横浜高等商業学校（現・横浜市立大学）・関東学院高等商業部（現・関東学院大学）、市立横浜商業専門学校（現・横

戦等で競い合い、文化・学術分野では共同の調査を実施したり、技術の向上や懇親に努めたりしている。資料40と資料41は学生寮に関わる資料である。横浜専門学校は、資料15および資料16で触れた通り、地方試験を早い時期から実施していたこともあり、首都圏以外の出身者が多く在学していた。そのため学生寮を設け提供していた。資料40では寮の新しい試みとして「北寮、南寮、西寮の三寮」に分け、「寮生徽章」の制定がなされたことや、盛大に寮祭が開催されていることを伝える。資料41は寮監にインタビューを行ない、「寮生活の一日」や「寮の年中行事」等を聞き、「北は樺太北海道から、南は台湾、西は北鮮、大連からまでも来てゐる寮生」が集う寮生活の一端を記している。

資料42から資料44は卒業生に関わる資料である。資料42は待望の第一回卒業生が巣立ち、彼らを母校が社会に根を張るために最初に「鍬」を入れる者」「パイオニヤース」と呼んで大きなエールを送る。資料43は、学校の発展には卒業生の活躍と同窓会の活動に拠るところが大きいとの趣旨から設立された、横浜専門学校同窓会関連の資料である。資料44はそうしたなか設けられた大連同窓会支部の状況を伝えるもので、資料45は同窓会活動の盛り上がりを受けて発刊された『同窓会報』についての資料である。

（神奈川大学資料編纂室・齊藤研也）

1 横浜学院要則

(一九二八(昭和三年))

横浜学院要則

第一章 総則

第一条 本学院ハ認可ヲ経テ開校予定ナル専門学校令ニ拠ル修業年限三年制ノ横浜学院第二学年ニ文部省令ニ従ヒ無試験ニテ入学セシムヘキ者ヲ養成スル目的ヲ

□テ所定ノ科目ヲ講習スルモノトス

第二条 本学院ニ法学科、商業経済科ヲ置ク

第三条 授業時間ハ午後六時十分ヨリ同九時二十分迄トス

(但シ専門学校令ニ拠ル認可後ハ昼夜二部教授ノ予定)

第四条 授業期間ハ第一条ノ目的ニ合致セシムル為メ昭和

三年四月ヨリ昭和四年三月迄一ヶ年トス

第二章 学科目

第五条 学科目ハ第一条ノ目的ヲ達成スルニ適セシムル為メ

専門学校令ニ拠ル認可ヲ受ケタル後ニ其ノ第一学年ニ

配当セラルベキ左表第一学年ノ欄ニ掲タル各科目トス

第一法学科

科目	学年	第一学年			第二学年			第三学年		
		刑法	民法	商法	行政法	憲法	法学通論	刑法	民法	商法
随意科目										
特生ハ英語、論理、心理、哲学概論ヲ随意科トス										
隨意科目										
外國語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語
論理、心理	論理、心理	論理、心理	論理、心理	論理						
社会学	会社学	会社学	会社学	社会学						
哲学概論	哲学概論	哲学概論	哲学概論	哲学概論	哲学概論	哲学概論	哲学概論	哲学概論	哲学概論	哲学概論
倫理	倫理	倫理	倫理	倫理	倫理	倫理	倫理	倫理	倫理	倫理
国際公法	国際公法	国際公法	国際公法	国際公法	国際公法	国際公法	国際公法	国際公法	国際公法	国際公法
財政学	経済学	経済学	経済学	財政学						
国際私法	国際私法	国際私法	国際私法	国際私法	国際私法	国際私法	国際私法	国際私法	国際私法	国際私法
実習	民事実習	民事実習	民事実習	民事実習	民事実習	民事実習	民事実習	民事実習	民事実習	民事実習

第二商業経済科

		科目 / 学年		第一学年		第二学年		第三学年	
哲学概論	倫理	内外商業事情	商工経営論及内外商業事情	商業事務	商業通論 商業算術及珠算	簿記及会計学	商業簿記	銀行簿記	銀行
哲学概論	倫理	内外商業事情	商工経営論	商業通信及外國為替	商業通信及商業実践	簿記及会計学	商業簿記	銀行簿記	銀行
哲学概論	倫理	内外商業事情	商工経営論	商業通信及外國為替	商業通信及商業実践	簿記及会計学	商業簿記	銀行簿記	銀行

英語	論理、心理	論理、心理
訳読、会話、英作文	訳読、会話、英作文	訳読、会話、英作文
商業英語	商業英語	商業英語

特科生ノ論理、心理、哲学概論ヲ随意科トス

第三章 入学及退学

第六条 入学資格ハ男女ヲ問ハス年齢十六歳以上タルコト

ヲ要ス

正科生ハ中等学校卒業者、及之ト同等以上ノ学力ヲ

有スル者

特科生ハ特別ノ資格ヲ要セス

第七条 入学セントスル者ハ所定ノ入学願書ニ保証人一名

連書ノ上願出ツヘシ

第八条 退学セントスル者ハ保証人連書ヲ以テ届出ツヘシ

第四章 学費

第九条 授業料ハ各科共一ヶ月金四円五拾錢トシ毎月三日迄

二前納スヘシ入学金ハ二円トシ入学ト同時ニ納付スヘシ
但シ納付シタル学費ハ如何ナル理由アルモ之ヲ返却

セサルモノトス

第五章 試験

第十条 学科ノ教授□受ケタル者ハ学年ノ終ニ於テ修業試験ヲ受クルコトヲ得修業試験ニ合格シタル者ニ対シテハ第一条記載ノ特典ヲ与フ

第六章 学生心得

第十二条 出席ノ時ハ□ル可ク所定ノ制帽（角帽）ヲ用ヒ和服ニハ必ス袴ヲ着用スヘシ
但シ女子ハ此限りニ非ス

第十三条 風紀ヲ紊シ其他学生ノ本分ニ背反スル行為アリ

ト認メラル、者ハ退学ヲ命ス
昭和三年三月

○資格

専門学校令ニ拠ル認可開校後本学院正科卒業男子ハ高等試験受験ニ際シ予備試験ヲ免除セラル、外法制経済科中等教員ノ資格ヲ得

特科卒業男子ハ判任文官ノ資格ヲ得

高等試験委員 大審院判事 中央大学講師 西川一男

●募集人員

法学博士 中央大学講師 三浦義道

明治大学講師 野村信孝

中央大学教授 文学士 小林一郎
大審院判事 早稲田大学講師 新保勘解人

本学院講師 高村坂彦

大審院検事 中央大学講師 本学院理事 平井彥三郎

元慶應大学教授 中央大学講師 大館堯壽

大審院判事 中央大学講師 本学院理事 吉田 久

高等試験委員 法制局参事官 中央大学講師 本学院理事 桶貝詮三

本学院理事 兼幹事 武藏学園長 米田吉盛
外に外国人講師一名其他専門大家に交渉中

○講師 （既ニ決定セル分）

○名譽講師 （隨時講義）

前司法次官 中央大学理事 法学博士 林頼三郎

○講師（順不同）

法学科	百二十名	本年ニ限り無試験入学ヲ許ス（女
商業経済科	百二十名	学生席ヲ設ク）
●入学受付	四月四日限り（但シ満員ノ際ハ期限前ト雖モ 締切ルモノトス）	備考 本学院執務時間当分は自午後零時半至午後五時半
●授業開始	四月九日	横浜学院 横浜市桜木町六丁目三十四番地 （桜木会館一階二階）
保証人	住所	横浜学院 昭和三年 月 日
現住所	年 月 日生	横浜学院御中
入学願書（半紙罫紙ヲ用フコト）	年 月 日生	
原籍	年 月 日生	
【氏名】	年 月 日生	
年 月 日生	年 月 日生	
入学資格	年 月 日生	
法学科	年 月 日生	
商業経済科	年 月 日生	
学歴	年 月 日生	
職業歴	年 月 日生	
貴院	年 月 日生	

有之候節ハ保証人連帶シテ其責ニ任スヘク候間入学許可相成度連署ヲ以テ御願仕候也

本人氏名

保証人 住所
氏名

2 横浜学院最初の新聞募集広告＊

（一九二一八（昭和三）年三月二十八日）

入學資格 特科 男、女共一定の資格を要せず
正科 男、女共中等学校卒業者

法学科 横浜学院（夜間）

商業経済科 横浜学院（夜間）

学歴

職業歴

貴院

科二入學致度入學後本人ニ不都合ノ所為

仮教場 桜木町六丁目（桜木会館一階二階）横浜駅より一

丁半

規則書要求者は二銭切手封入

(『横浜貿易新報』、一九二八年三月二十八日)

3 記事「横浜学院の陣容整ふ」

(一九二一八(昭和三年五月一日)

高等試験委員、大審院判事、吾孫子勝、商法総論、法学博士、三浦義道、経済学原論、中央大学教授、松浦要、経済学(英文)、コロンビア大学経済学博士、大館堯壽、倫理学及論理学、文学士、小林一郎、商業簿記、商科大学教授、数学士、太田哲三、統計学、経済学士、松田利夫、商業通論、中央大学教授、商学士、橋本良平、商業算術、中央大学教授、商学士、和田清、英語、第一外国语学校教授、松本秀

(『横浜貿易新報』、一九二八年五月一日)

市内桜木町花咲橋電車停留場前の横浜学院は開校後入学者多数にて教室に狭隘を告げつゝあるので近く校舎新築の計画中であるが担任教師も専門名士を聘し総ての陣容を整へ

て居る。目下の教師は左の名士が揃つて担任して居る。

刑法、刑事訴訟法、一般、前司法次官、法学博士、林頼三

郎、憲法、本学院理事、米田吉盛、刑法、大審院判事、新

保勘解人、刑事訴訟法、大審院判事、平井彦三郎、法学通論、

高等試験委員、法制局参事官、樋貝詮三、行政法、本学院

教授、高村坂彦、民法総論、大審院判事、吉田久、物權法、

高等試験委員、大審院判事、西川一男、債權総論、法学博士、

紙進達此段副申候也

4 財団法人横浜専門学校設立認可申請(抄)＊

(一九二一八(昭和三年十一月十九日)

四教収第四七号

財団法人設立認可申請ノ件

財団法人横浜専門学校設立者ヨリ設立許可申請書提出致候處右ハ適當ノ事業ト□認候条御許可相成様御取計□□度別

昭和四年二月□日

神奈川県知事 池田 宏 印

文部大臣 勝田 主計 殿

神奈川県知事 池田 宏 印

米田 吉盛 印

横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷町四百五拾八番地

進達願

今般財団法人横浜専門学校ヲ設立致度右ハ公益ヲ目的トス
ル財団ニ有之候条何卒一件書類其筋ニ御進達相成度此段相
願候也

昭和參年十二月十九日

財団法人横浜専門学校設立者

東京市牛込区市ヶ谷富久町六拾番地

林 賴三郎 印

横浜市中区元浜町壱丁目參番地

渡辺 利二郎 印

東京府豊多摩郡渋谷町大山弐拾壹番地

樋貝 詮三 印

広島県豊田郡入野村五千拾五ノ參番地

東藤 志那雄 印

法人設立許可願

今般下名等財団法人横浜専門学校設立致度右ハ公益ヲ目的
トスル法人ニ有之候条格別ノ御詮議ヲ以テ御許可相成度一
件書類ヲ具シ此段相願候也

昭和三年十二月十九日

財団法人横浜専門学校設立者

東京市牛込区市ヶ谷富久町六拾番地

林 賴三郎 印

横浜市中区元浜町壱丁目參番地

渡辺 利二郎 印

東京府豊多摩郡渋谷町大山弐拾壹番地

樋貝 詮三 印

広島県豊田郡入野村五千拾五ノ參番地

東藤 志那雄 印

横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷町四百五拾八番地

文部大臣 勝田 主計 印

米田 吉盛 印

〔受付印略〕

文部大臣 勝田 主計 殿

〔後略〕

(国立公文書館所蔵)

6 財団法人横浜専門学校寄附行為

(一九二九(昭和四)年)

財団法人横浜専門学校寄附行為

5 財団法人横浜専門学校設立許可書*

(一九二九(昭和四)年三月三十日)

第一章 総則

第一条 本法人ハ財団法人横浜専門学校ト称ス

第二条 本法人ハ専門教育及之ニ附帶スル教育事業ヲ行フ
ヲ以テ目的トス

第三条 本法人ノ事務所ヲ横浜市中区西戸部町富士塚
千七百四拾番地ニ置ク

第四条 本寄附行為ハ理事会ノ提案ニヨリ評議員会ノ議決

昭和三年十二月十九日申請財団法人横浜専門学校ヲ設立ス
ルノ件民法第三十四条ニ依リ許可ス

得

昭和四年三月三十日

第二章 役員

第五条 本法人ニ左ノ役員ヲ置ク

一、理事 五名 一、監事 二名

一、顧問 若干名 一、評議員 若干名

第六条 理事及監事ハ設立ノ際ハ設立者之ニ就任シ任期満了又ハ欠員ヲ生シタルトキハ理事会ノ提案ニヨリ

評議員会之ヲ推薦ス

第七条 理事ハ互選ニ依リ本法人ヲ代表スル理事ヲ定ム

第八条 理事ハ本法人ノ事務ヲ掌理シ監事ハ本法人ノ資産及事業ヲ監査ス

第九条 顧問ハ本法人ノ重要事項ニ関シ意見ヲ述ヘ評議員ハ理事会ノ提案スル事項ニ付キ議決ス

第十四条

監事ハ理事会ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得但シ可否ノ数ニ加ハルコトヲ得ス

第十条 理事及監事ノ任期ハ参ヶ年トス但シ重任及第廿六条ノ規定ノ適用ヲ妨ケス

第十五条

監事ハ評議員会ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得但シ可否ノ数ニ加ハルコトヲ得ス

第十二条 理事及監事ハ任期満了後ト雖後任者就任スル迄仍未其ノ職務ヲ行フモノトス

第十六条

定時評議員会ハ毎年一回四月ニ之ヲ開ク臨時評議員会ハ理事会ニ於テ必要ト認ムルトキ隨時之ヲ招集ス

シ任期満了又ハ欠員ヲ生シタルトキハ理事会ニ評議員ハ設立ノ際ハ設立者ニ於テ之ヲ推薦委嘱

評議員ハ五名以上ノ連署ヲ以テ會議ノ目的タル事項ヲ記載シタル書面ヲ理事会ニ提出シテ評議

於テ之ヲ推薦ス

評議員ノ任期ハ二ヶ年トス

第三章 理事會及評議員會

第十三条 理事會ハ代表理事隨時之ヲ招集ス

理事会ハ本会ニ關スル重要事項ヲ審議ス理事会ハ本会ニ關スル特定ノ事項ヲ特定ノ理事ニ委任スルコトヲ得

員会ノ招集ヲ請求スルコトヲ得	ノ一部ヲ費消スルコトヲ得
第十七条 理事会及評議員会ノ議長ハ代表理事之ニ当ルヲ以テ例トス	第二十二条 本法人ノ経費ハ左ニ掲タルモノヲ以テ支弁ス 一、第十九条第一号ニ規定スル財産目録ニ記 載セル資産中ノ基本金ヨリ生スル果実
第十八条 理事会ハ理事全員ノ三分ノ一以上、評議員会ハ評議員全員ノ三分ノ一以上出席スルニ非サレハ之ヲ開会スルコトヲ得ス	第二十三条 本法人ノ資産中金員ハ郵便官署又ハ確実ナル銀行ニ預入スルモノトス但シ国庫債券又ハ確実ナル有価証券ノ買入ヲ妨ケス
理事会及評議員会ノ議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決シ可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス	第四章 資産及会計
第十九条 本法人ノ資産ハ左ニ掲タルモノヲ以テ組成ス 一、別紙財産目録記載ノ資産 二、本法人ニ於テ受領スル寄附金品 三、学校ヨリノ収入又ハ財産ヨリ生スル収益 四、其ノ他本法人ニ於テ取得スル財産	第二十四条 本法人ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル但シ初年度ハ本法人設立許可アリタル日ヲ以テ始マル
第二十条 前条第一号ノ資産中金拾万円ヲ基本金トス	第二十五条 理事ハ毎事業年度ノ始ニ収支予算ヲ定メテ施行スルコトヲ要ス
第二十一条 基本金ハ之ヲ費消スルコトヲ得ス但シ不時ノ災変等已ムヲ得サル事故ヲ生シタル場合ニハ評議員会ノ議決ヲ經主務官庁ノ認可ヲ得テ其ノ	第五章 附則
評議員会ノ設立者ハ当然理事又ハ監事トシ其ノ年期ヲ終身トス	第二十六条 本法人ノ設立者ハ当然理事又ハ監事トシ其ノ年期ヲ終身トス

第二十七条 本寄附行為施行ニ関シ必要ナル細則ハ理事会
之ヲ定ム

評議員 太田 哲三

以上

神奈川県鎌倉町扇ヶ谷弐百九拾八番地

評議員 吾孫子 勝

東京府北豊島郡巣鴨町宮仲弐千參百四拾五番地

本法人ノ役員左ノ如シ

横浜市中区元浜町壱丁目參番地

理事 渡辺 利二郎

東京府豊多摩郡渋谷町大山弐拾壹番地

理事 橋貝 詮三

横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷町四百五拾八番地

理事 米田 吉盛

東京市牛込区市ヶ谷富久町六拾番地

監事 林 賴三郎

広島県豊田郡入野村五千拾五ノ參番地

監事 東藤 志那雄

東京市本郷区丸山福山町參番地

顧問 馬場 鎌一

東京府豊多摩郡大久保町西大久保參百番地

評議員 西川 一男

(国立公文書館所蔵)

7 横浜専門学校設立認可申請

（一九二八（昭和三）年）

横浜専門学校設立要項

横浜専門学校設立認可申請

今般横浜専門学校設立致度候條格別ノ御詮議ヲ以テ御認可相成度一件書類ヲ具シ此段申請候也

昭和参年 月 日

横浜専門学校設立者

財団法人横浜専門学校理事

横浜市中区元浜町壱丁目參番地

渡辺利二郎

1、中学校卒業者

東京府豊多摩郡渋谷町大山

2、専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

貳拾壱番地

3、専門学校入学者検定規程ニ依リ指定セラレタル者

樋貝詮三

別科

横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷町

1、甲類

四百五拾八番地

教員規定ニ闕スル規程第五条ニ該当スルモノ（小学校

米田吉盛

本科正教員、尋常小学校本科正教員、小学校准教員免

許状所有者、教員免許令ニ依ル教員免許状所有者

文部大臣勝田主計殿

一、目的 本校ハ専門学校令ニ依リ高等ナル學術、理論及

応用ヲ教授シ併セテ人格ヲ陶冶スルヲ以テ目的トス

二、名称 横浜専門学校

三、位置 横浜市中区西戸部町字富士塚自壱七參六番地至

壱七四式番地及壱七六四番地

四、修業年限 参年

五、入学資格

本科

2、乙類

本校ニ於テ志願者ノ履歴ニ付銓衡ノ上適當ト認メタル
者

六、学則 別紙ノ通り

七、生徒定員 九百名

一部(昼間)四百五拾名

二部(夜間)四百五拾名

八、教員調

			初年度		卒業者	専門学校	博士	学士	兼任	専任	計
			完成年度								
一	二	三	一五人	一四人	六	五	七	三	一	三	一三
二九人	一四人	一五人	一五人	一四人	一	五	六	三	一	三	六

九、敷地建物ノ図面及其所有ノ区别

1、敷地 参千壹百九拾五坪貳合〇六才

借地(別紙借地契約書及証明書参照)

(口)第二期工事 昭和四年六月起工全年九月拾日竣工ノ予定

(イ)第一期工事 昭和參年九月拾五日起工全年拾貳月拾五

木造貳階建(外部板羽目張及外部モルタル塗)

内訳

日竣工ノ予定

木造平屋建(外部板羽目張外部モルタル塗)

建坪 貳百參拾壹坪

計	物置	廊下	便所	小使室	生徒控室	応接室	事務室	講師室	理事者室	講堂	普通教室	種別	室数	坪数	備考	
貳百參拾壹坪	壹坪	四拾坪五合	八坪貳合五勺	七坪	拾坪	参坪	四坪五勺	四坪五勺	六拾坪一室	七合五勺	八拾七坪	参拾八坪貳合五勺一室、貳拾七坪一室、貳拾貳坪五合一室				

延坪 壱百八拾坪(予定)

予定内訳

種別	室数	坪数	備考
普通教室	三	九拾坪	参拾五坪一室、参拾坪一室
演武場	一	参拾坪	式拾五坪一室
図書室	六	四拾九坪	一部ハ柔道場 一部ハ剣道場トス
計			生徒図書室式拾五坪一室 教師図書室式坪二合五勺二室 書庫式拾坪一室
廊下及階段			
壹百八拾坪	拾壹坪		

(八)第三期工事 昭和五年五月起工全年拾壹月竣工ノ予定

鉄筋コンクリート一部式階建及木造(外部モルタル塗)

平屋建

建坪 壱百七拾七坪五合

予定内訳

種別	室数	坪数	備考
大講堂	一	九拾坪	九拾坪一室

十、開校年月日 認可ノ到着シタル日

(二)仮校舎 若尾幾太郎所有 無償借用
横浜市中区桜木町六丁目参拾四番地

借用坪数
内訳

種別	室数	坪数	備考
教室	二	参拾五坪	
事務室	一	拾坪五合	
便所	二	壹坪貳合	
計	八	三	
廊下			
七合五勺	五拾九坪	合五勺	拾貳坪貳合

研究室	講師室	廊下	計
五拾坪	拾五坪	七坪五拾	壹百七拾

十一、経費及維持ノ方法

本校ノ経費ハ基本金、□□□及学校ヨリノ諸収入

ヲ以テ之ヲ支弁シ尚不足ヲ生シタル場合ハ理事及監

事ニ於テ寄附負担トス

十二、設立者タル財団法人横浜専門学校概況

1、目的 本法人ハ専門教育及之ニ附帯スル教育事業ヲ行

フヲ以テ目的トス、

2、事務所

横浜市中区西戸部町富士塚千七百四拾番地

3、資産ノ総額

設立當時 拾八万八千六百拾七円五拾錢

完成年度 贳拾貳万〇五百拾七円五拾錢

4、役員

横浜市中区元浜町壱丁目參番地

理事 渡辺利二郎

東京府豊多摩郡渋谷町大山貳拾壹番地

理事 橋貝詮三

横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷町四百拾八番地

東京市牛込区市ヶ谷富久町六拾番地

監事 林頼三郎

広島県豊田郡入野村五千拾五ノ參番地

監事 東藤志那雄

東京市本郷区丸山福山町參番地

顧問 馬場鍊一

歳入予算 昭和四年度(経常之部)

科目	金額	備考
基本金利子	五、八〇〇円	
入学考査料	八〇〇	○〇
入学金	九〇〇	○〇
授業料(第一部)	一〇〇	
全(第二部)	一九、八〇〇	
寄附金	一〇〇	
補助金	〇〇	
其他	〇〇	
計	四〇、六〇〇	
		追試験料其外雜収入
		年額六拾六円第一、第二学生參百人
		年額八拾八円第一学生壹百五拾人分
		第一部壹百五拾人
		第二部壹百五拾人

歳出予算 昭和四年度(経常之部)

広告料	消耗品費	借地料	校費	其他	校医手当	慰労金	小使	給仕	旅費	雑俸	書記	生徒主事	科長	常任教員	兼任教員	校長手当	学監	俸給	科目	金額	
五〇〇	二、五〇〇	二、九七六円		一二〇	二一〇〇	一、〇〇〇	七二〇	三六〇	三〇〇円		一、五〇〇円	一、五〇〇	九、〇〇〇	一一、〇〇〇	八人分……一、四〇〇円宛	教員中ヨリ兼任	一、五〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	十五人分……六〇〇円宛	専任一人……一、〇〇〇円	兼任一人……五〇〇円	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

歳入予算 昭和五年度(経常之部)

計	予備費	図書費	備品費	營繕費	雜費	学友会費	儀式費	保険及諸税	通信費	印刷費	金額										
											授業料(第一部)	入学金	入学考查料	基本金利子	科目						
四〇、六〇〇	四七四	一、二〇〇	二、六〇〇	三〇〇	二〇〇	三〇〇	二五〇	一〇〇円	三〇〇	四〇〇円	二九、七〇〇	二六、四〇〇	九〇〇	八〇〇円	五、八〇〇円	金額					
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	金額					

全 (第二部)	授業料(第一部)	入学金	入学考查料	基本金利子	科目	金額	
						年額八拾八円參百人分	金參円宛三百人分
二九、七〇〇	二六、四〇〇	九〇〇	八〇〇	〇〇〇	金式円宛 四百人分	第一 第二 部 部 五〇人	拾万円定期預金年利五分八厘
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	年額八拾八円參百人分 二年一五〇人	第一 第二 部 部 五〇人	第一 第二 部 部 五〇人
年額六拾六円四百五拾人分							

第一章 横浜学院の開設と草創期の横浜専門学校

旅費	雜給	雇員	書記	生徒主事	兼任教員	専任教員	科長	學監	校長手当	俸給	科目	金額	備考		歲出予算 昭和五年度(經常之部)	計	寄附金	補助金	前年度繰越金	其他
	七〇〇	六〇〇	二、四〇〇	一、七〇〇	一二、〇〇〇	二〇、四〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇円												
市内交通費ヲ含ム	一人	三人	兼任一人……	専任一人……	十六人分……	十二人分……	七五〇円宛	七五〇円宛	教員中ヨリ兼任											追試験料其他雜収入
	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇												

計	予備費	図書費	備品費	營繕費	雜費	学友会費	儀式費	保険及諸税	通信費	印刷費	廣告料	消耗品費	借地料	校費	其他	校医手当	慰労金	小使	給仕
六三、七三〇	一、〇九四	二、〇〇〇	三、五〇〇	八〇〇円	九〇〇	一、〇〇〇	四五〇	三五〇	七五〇	七〇〇	一、二〇〇	四、〇〇〇	二、九七六		二五〇	三〇〇	一、七〇〇円	一、〇八〇	三八〇
	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	二人

運動部 文芸部等の補助
諸運動費ヲ含ム

歳入予算 昭和六年度(経常之部)

科目	入学金	入学考査料	基本金利子	科目	金額	備考
計	授業料(第一部)	授業料(第二部)	前年度繰越金	全(第二部)	五、八〇〇円	五、八〇〇円
				其他	一、五〇〇	八〇〇
七七、〇〇〇				二九、七〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇				〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
				年額八拾八円四百五拾人分	金參円宛三百人分 第一部二十五人 第二部二十五人	拾万円定期預金 年利五分八厘
				年額六拾六円四百五拾人分	四百人分	金弐円宛

歳出予算 昭和六年度(経常之部)

専任教員	兼任教員	生徒主事	書記	雇員	雜給	旅費	給仕	小使	慰労金	校医手当	其他	校費	借地料	消耗品費	広告料	印刷費	通信費	保険及諸税	儀式費	学友会費
三〇、〇〇〇	一一、二〇〇	〇〇〇	四、三三一〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四八〇	一、一四〇円	二、五〇〇	三〇〇	三五〇	二、九七六	一、二〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	五〇〇	五〇〇	一、五〇〇	
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇								一、五〇〇	
十五人分……二、〇〇〇円宛	十四人分……八〇〇円宛	専任二人	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
運動部、文芸部等ノ補助	諸運搬費ヲ含ム																			

計	予備費	図書費	備品費	営繕費	雑費
七七、〇〇〇	一、三三四	一、五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

臨時費

昭和四年度臨時歳入予算

財団別途預 金中ヨリ	三三、六〇〇円
	〇〇

昭和四年度臨時歳出予算

計	諸備品費	図書費	第二期校舎建築費
二三三、六〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二一、六〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

昭和五年度臨時歳入予算

昭和五年度臨時歳出予算

計	寄附金	財団別途預 金及其利子	利子年五分八厘トシ昭和 四年度分一、四五〇円
四三、四〇〇	一二、六五〇	三〇、七五〇円	〇〇
〇〇〇	〇〇〇		

利子年五分八厘トシ昭和
四年度分一、四五〇円
昭和五年度分一、九〇〇円
ヲ加算ス

氏及 氏他 名寄附

計	図書費	備品費	第三期校舎建築費
四三、四〇〇	五〇〇	三、三〇〇	三九、六〇〇円
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

財産年度表

第一年度(昭和參年現在所有セル分)

科目	金額
別途預金	一〇〇、〇〇〇円
基本金	五〇、〇〇〇

備考

1 校舎第二期建築	別途預金ノ利子	計	図書	電話架設	設置費	水道及電燈	机椅子戸棚其他	事務員用	機椅子一人用	生徒机及椅子一人用	備品	敷地地均工事	門及校舎周囲ノ坪	校舎第一期及其他建築物
二一、六〇〇	一、四五〇	一八八、六一七	一、五〇〇	八〇〇	七〇〇	六五〇	九二五〇	二〇五〇	二、七五〇	三、二一〇〇	一、〇〇〇	一一八、七二〇		
〇〇〇	〇〇〇	五〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	校舎式百參拾壹坪
工費ハ別途預金ヲ以テ支払フ	年利五分八厘 約六ヶ月分										約千五百坪分			

第二年度(昭和四年度)

第三年度(昭和五年度)

備品其他	経常費ヨリノ	3 臨時図書購入	2 備品其他	1 校舎第三期建築	寄附金	別途預金ノ利子	合計	第一年度計	右ノ内(1、2、3)別途預金ヲ以テ支払フ金三三、六〇〇円ヲ差引計	計	2 臨時図書
六、三〇〇	六、三〇〇	五〇〇	三、三〇〇	三九、六〇〇	一二、六五〇	二、九〇〇	一九四、一六七	一八八、六一七	五、五五〇	二九、一五四	一、〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	五〇	五〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
五〇〇円	當繕費八〇〇円	當繕費三〇〇円	備品二、六〇〇円	全上	氏及	年利五分八厘約一ヶ年分	氏外	名寄附	図書一、二〇〇円	全上	全上

3 諸備品	ノ備品其他	経常費ヨリ	購入	2 臨時図書

右ノ内(1、2、 3)別途預金ヲ 以テ支払フ金 四三、四〇〇円 ヲ差引 計	二一、八五〇	六五、一二五〇
第二年度迄ノ計 二一六、〇一七	一九四、一六七	〇〇
五〇	五〇	〇〇

第四年度(完成年度)

経常費ヨリノ 備品其他	四、五〇〇
第三年度迄 ノ計	二一六、〇一七
合計	三二〇、五一七
五〇	五〇

テスシテ市電境の谷停留場ニ達シ徒歩十分ニシテ横浜駅ニ
達スルヲ見レハ交通ノ便亦多言ヲ要セス。

(使用飲料水 横浜市水道)

(神奈川大学所蔵『三十周年史資料』)

8 横浜専門学校設置認可書*

(一九二九(昭和四)年三月三十日)

文部省
神專三号

横浜専門学校設立者

財団法人横浜専門学校

昭和三年十二月十九日申請横浜専門学校ヲ専門学校令ニ依
リ設置スルノ件認可ス

昭和四年三月三十日

文部大臣 勝田主計 国

本校所在地附近ノ状況

本校敷地ハ横浜市ノ中央西戸部富士塚ノ丘上ニ位ス。附近
ニハ老樹散在シ氣清ク旦^(ママ)静寂タリ。視界ハ四方ニ開ケ遙カ
養ヒ學習ニ専念スルノ好適地ト謂フヘシ。而カモ一丁ヲ出

(受付印略)

9 林頼三郎横浜専門学校長認可書*

(一九二一九(昭和四)年三月三十日)

文部省
神專三号

一 目的

横浜専門学校設立者

二 名称

財団法人横浜専門学校

三 位置

昭和三年十二月十九日申請林頼三郎ヲ學校長ト定ムルノ件

四 学則

五 生徒定員

六 敷地建物ノ図面及其ノ所有ノ区別

七 開校年月

八 経費及維持ノ方法

九 設立者ノ履歴

〔受付印略〕

文部大臣 勝田主計 印

昭和四年三月三十日

10 公立私立専門学校規程

(一九〇三(明治三十六)年三月三十一日)

医学専門学校ニ就キテハ臨床実習用病院ノ位置、敷地建物ノ図面、臨床実習用患者ノ定員及解剖用屍体ノ予定数ヲ具スヘシ

第一項第一号乃至第七号及第二項ニ掲タル事項ノ変更

ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第一項第八号ニ掲タル事項ノ変更ハ遲滯ナク文部大臣

ニ届出ヘシ

第二条 専門学校ハ校地、校舎、校具其ノ他必要ノ設備ヲ

為スヘシ

第三条 校地ハ学校ノ規模ニ適応セル面積ヲ有シ且道徳上

及衛生上害ナキ所タルヘシ

第四条 校舎ニハ左ノ諸室ヲ備フヘシ

一 教室

二 事務室

三 其ノ他必要ナル実験室、実習室、研究室、図書室、

器械室、標本室、薬品室、製煉室等ノ諸室

校舎ハ教授上管理上並衛生上適當ニシテ堅牢ナルコトヲ

要ス

第五条 校具ハ教授上必要ナル図書、器械、器具、標本、

模型等トス

第六条 専門学校ニ於テハ左ノ表簿ヲ備フヘシ

一 学則、日課、教科用図書配当表

二 職員ノ名簿及履歴書、出勤簿、担任科目及時間表

三 生徒学籍簿、出席簿、徵兵猶予ニ関スル書類

四 試験ノ問題、答案及成績表

五 資産原簿、出納簿、経費ノ予算決算ニ関スル帳簿

生徒学籍簿ニハ生徒ノ氏名、族籍、居所、生年月日入学

前ノ学歴、入学転学退学ノ年月日及学年、卒業ノ年月日、
入学試験ノ有無、転学退学ノ事由、徵兵事故、保証人ノ
氏名及居所等ヲ記載スヘシ

別科ノ生徒ニ關シテハ出席簿、徵兵猶予ニ関スル書類ヲ
省略シ及学籍簿ノ記入事項ヲ便宜省略スルコトヲ得

第七条 専門学校ノ教員タルコトヲ得ヘキ者左ノ如シ

一 学位ヲ有スル者

二 帝国大学分科大学卒業者又ハ官立学校ノ卒業者ニシ
テ学士ト称スルコトヲ得ル者

三 文部大臣ノ指定シタル者

四 文部大臣ノ認可シタル者

前項第一号乃至第四号ニ該当スル者ヲ得難キ場合ニ於テ

ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ一時他ノ者ヲ以テ教員ニ代用ス

ルコトヲ得

前二項ニ依リ認可ヲ受ケントスル場合ニハ公立学校ニ在リテハ管理者私立学校ニ在リテハ設立者ニ於テ本人ノ履歴書ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

但シ奏薦ニ依リ任命セラル、者ニ就テハ別ニ認可ノ手続ヲ経ルコトヲ要セス

文部大臣ハ必要ト認ムルトキハ前項ノ場合ニ於テ学術ノ

検定ヲ行フコトアルヘシ

本条ニ依ル文部大臣ノ認可ハ当該学校在職中ニ限り有効

トス

第八条 専門学校ノ本科第二学年以上ニ入学ヲ許スヘキ者

ハ本科第一学年ニ入学スルコトヲ得ル資格ヲ有シ且前各

学科ノ課程ヲ卒リタル者ト同等ノ学力ヲ有スル者タルヘ

シ

前項入学者ノ学力ハ総テ試験ニ依リ之ヲ検定スヘシ

第九条 美術学校音楽学校ノ入学資格ハ中学校若ハ高等女

学校第三学年修了ノ程度以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第十一条 学校長ハ左ノ各号ノ一二該當スル者ニハ退学ヲ命

スヘシ

一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二 学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三 引続キ一箇年以上欠席シタル者

四 正当ノ事由ナクシテ引続キ一箇月以上欠席シタル者

第十二条 学校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲

戒ヲ加フルコトヲ得

第十三条 専門学校ノ学則中ニ規定スヘキ事項凡ソ左ノ如

シ

一 入学資格、修業年限、学科、学科目、学科程度ニ関スル事項

二 学年、学期、休業日ニ関スル事項

三 入学、退学、進級、卒業等ニ関スル事項

四 懲戒ニ関スル事項

五 入学料、授業料等ニ関スル事項

六 予科、研究科、別科ニ関スル事項

七 寄宿舎ニ関スル事項

第十三条 専門学校令第四条ニ依リ専門学校ノ廃止ノ認可ヲ受ケントスルモノハ其ノ理由及生徒ノ処分方法ヲ具シ

文部大臣ニ申請スヘシ

第十四条 専門学校令第十五条ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケントスルモノニ付テハ本令第一条ヲ準用ス

第十五条 実業専門学校ニ関シテハ特別ノ規定アル場合ニハ本令ヲ適用セス

附則

本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ施行ス

明治十五年文部省達第四号、同第五号、及同第六号中甲種
薬学校ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

(『官報』第五九二一〇号、一九〇三年三月三十一日)

第四条 本校ノ授業ハ左ノ通リトス。但シ時宣ニ依リ伸縮
スルコトアルヘシ。

第一部(昼間)午前八時ヨリ午後三時迄

第二部(夜間)午後五時ヨリ午後九時半迄

第五条 本校ノ生徒ヲ分ツテ本科生別科生トス

第六条 学科目及毎週教授時数左ノ如シ。

11 横浜専門学校学則

(一九二九(昭和四年))

横浜専門学校学則

第一章 総則

第一条 本校ハ専門学校令ニ依リ高等ナル學術ノ理論及応
用ヲ教授シ併セテ人格ヲ陶冶スルヲ以テ目的トス。

第二条 修業年限三ヶ年ノ本科ヲ以テ構成シ専攻科一ヶ年
ヲ附属ス 但専攻科ハ当分之ヲ欠ク。

第三条 本校ニ法学科及商業理財科ヲ置キ商業理財科ヲ貿
易科及商工經營科ニ分ツ。

計	体操及教練	英語	論理及心理	経済学	国際公法	商法 (総論及商行為)	刑法 (総論)	民法 (債権第一編)	民法 (物権第一部)	民法 (債権各論)	民法 (物権第二部)	憲法	倫理	科目	一年	法学科
															時数	
29	2	4		2	3	2	3	3	2	2	2	3	1	1	時数	二年
30	2	4	1	2	1	2	3	3	2	3	2	3	1	1	時数	
計	体操及教練	英語	哲学概論	実習	経済史及経済学史	商法(会社法) (第一編)	民事訴訟法	刑事訴訟法	刑法(各論)	民法(債権各論)	民法(親族及相続)	倫理	科目		三年	法学科
30	2	4		1	2	3	2	3	2	2	5	3	1	時数	時数	

備考

					教育史		
					商業簿記		
					政治学及政治史		
					法制史		
					空中交通論		
					1	1	2
					航空法	経済法	信託法
					1	2	1
					社会法	刑事政策学	保険学
					2	1	2
					2	1	2

教員資格ヲ得ントスル者ハ出席日数四分ノ三以上ニシテ且
教育史教育学教授法及教育法令ヲ必修スヘシ。
計理士資格ヲ得ントスル者ハ商業簿記、銀行簿記、会計学
ヲ必修スヘシ。
事情已ムヲ得サル者ハ許可ヲ経テ体操及教練ヲ欠クコトヲ
得。

随意科目

商業理財科 ○商工經營科 △貿易科

2																科目	一年		
	計	體操及教練	英語	貿易理論	論理及心理	民法	商法	憲法	商業簿記	珠算	商業算術及	商業通論	統計学	貨幣論	經濟學	倫理			
		32	2	8	1	2	2	3	2	2	3	2	1	1	2	1	時每數週		
英語	体操及教練	植民政策	△貿易実務	場○販売及市	商業通信	商法	民法	銀行簿記	地理	交通論	哲學概論	外國為替	商事經營學	銀行論	商業政策	倫理	科目	二年	
7	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	1	1	2	2	2	1	時每數週	三年	
△國際金融	△商業通信	△貿易実務	○工業大意	及能率	○工場管理	○市況学	○原価計算	商法	會計學	商品學	取引所論	倉庫閑稅	保險學	経済史及經濟學史	財政學	社會工業政策	倫理	科目	三年
2	2	3	2	2	2	2	1	2	2	2	1	2	1	2	2	2	1	時每數週	

備考

教員資格ヲ得ントスル者ハ出席日数四分ノ三以上ニシテ且
教育史、教育学、教授法及教育法令ヲ必修スヘシ。
事情已ムヲ得サル者ハ許可ヲ經テ体操及教練ヲ欠クコトヲ
得。

							計	
							○△共	
							教育史	
							隨意科目	
							空中交通論	
							支那語	
							2	1
							2	1
							計	
							○△共	
							教育學	
							隨意科目	
							航空法	
							經濟法	
							信託法	
							計	
							○△共	
							教育法	
							教授法及教育法令	
							國際私法	
							破產法及和議法	
							支那語	
							支那語	
							泰國	
							英國	
							法國	
							西歐	
							東歐	
							中東	
							南洋	
							支那	

専攻科	法学科	学科目	時数毎週	商業理財科
		憲法及行政法	三	
		民法	四	
		刑法	二	
		商法	三	
		民事訴訟法	二	
		刑事訴訟法	三	
		會計學	二	
		簿記	二	
		商業政策	三	
		経済學	二	
		商業學	三	

第八条 学年ヲ分チテ三学期トス。

第一学期 自四月一日至八月三十一日

第二学期 自九月一日至十二月三十一日

第三学期 自一月一日至三月三十一日

第九条 休業定日左ノ如シ

一、大祭日、祝日、日曜日、創立記念日、横浜開港記念日

二、春季休業三月廿日ヨリ四月七日迄

三、夏季休業七月十六日ヨリ九月十日迄

四、冬季休業十二月二十五日ヨリ一月十日迄

第三章 入学

第十条 入学ハ毎年学年ノ始メトス。

第十二条 第一学年ニ入学シ本科生タルコト得タルモノハ

左ノ資格ヲ有スル者ニ限ル。

一、中学校卒業者

二、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者。

三、専門学校入学者検定規程ニ依リ一般ノ専門

第二章 学年 学期及休業

第七条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

学校ノ入学ニ関シ指定ヲ受ケタル者	第十五条 専攻科ニ入学ナシ得ルモノハ本科正並別科甲〔ママ〕
第十二条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ別科生トシテ第一学年ニ入学スルコトヲ得、但シ定員ヲ超過セサル場合ニ限ル	類卒業者トス但シ欠員アル場合ニ限り別科乙類卒業者及本校ト同程度ノ他校卒業者ヲ銓衡ノ上入学セシムコトアルヘシ。
一、『甲類』教員検定ニ関スル規程第五条ニ該当スル者（小学校本科正教員、尋常小学校本科正教員、小学校専科正教員、小学校准教員免許状所有者、教員免許令ニ依ル教員免許状所有者）	第十六条 所定ノ資格ヲ有スルモノト雖モ入学ニ関シ必要アル場合ニハ学力考查ノ上選抜スルコトアルヘシ。
一、『乙類』本学ニ於テ志願者ノ履歴ニ付銓衡ノ上適當ト認メタル者	前項学力考查ニ関スル學科目ハ其ノ都度之ヲ定ム入学志願者ハ規定ノ書式ニ依リ左ノ書類ヲ添ヘテ入学願書ヲ提出スヘシ。
第十三条 第二学年ニ入学シ得ル者ハ前条ノ資格ヲ有シ更ニ第一学年全学科ノ学力検定試験ニ合格シタル者ニ限ル但教員志望ノ者ハ此ノ限ニアラス	一・履歴書、二・卒業証明書、又ハ修業証明書、三・戸籍抄本、四・写真（最近壹ヶ月以内ニ撮影シタル手札形脱帽半身）、五・入学検定料。
第十四条 本校ト全等ノ学校ニ在学中ノ者ニシテ転学ヲ願出ツルトキハ相当ノ学年ニ編入スルコトアルヘシ但シ学科課程中他校ニ於テ修了セサルモノアルトキハ其学科目ニ限り試験ヲ行フ	入学ノ許可ヲ受ケタル者ハ指定ノ期日迄ニ規定ノ書式ニ依リ保証人連署ノ上在学誓書ヲ差出スヘシ
第十九条 前条ノ保証人ハ父兄又ハ之ニ代ルヘキ保護者トス	第二十条 保証人遠隔ノ地ニ居住スルトキハ別ニ副保証ヲ設クルヲ要ス。
副保証人ハ神奈川県内又ハ其ノ附近ニ一家計ヲ	

- 立ツル丁年以上ノ者ニシテ本校ニ於テ適當ト認
メタル者ニ限ル.
- 第二十一条 保証人及副保証人ハ生徒在学中ニ関スル一切
ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス
- 第二十二条 保証人及副保証人変更ノ必要生シタル時ハ直
チニ其ノ旨届出テ許可ヲ受クヘシ.
- 第二十三条 生徒又ハ保証人ノ身分住所等ニ異動ヲ生シタ
ル時ハ直チニ届出ツヘシ.
- 第四章 欠席、休学、退学、及懲戒
- 第二十四条 病気又ハ事故ニ依リ欠席スルトキハ必ス事由
ヲ具シ届出スヘシ.
- 第二十五条 病気又ハ事故ノ為メ欠席七日以上ニ及フ時ハ
保証人連署ノ上届出ツヘシ病気ノ時ハ医師ノ
診断書ヲ添フヘシ.
- 第二十六条 病気又ハ事故ニ依リ三ヶ月以上修学ヲ休止セ
ントスル者ハ保証人連署ノ上願出テ休学スル
コトヲ得.
- 但シ休学期間ハ兵役ニ服スル場合ヲ除キ一ヶ
シタル者.
- 第二十七条 病気又ハ事故ニ依リ退学セント欲スルモノハ
保証人連署ノ上願出ツヘシ.
- 第二十八条 退学シタルモノニシテ再入学ヲ願出ツル時ハ
其ノ事由及在学中ノ成績並ニ勤惰ヲ銳衡シテ
原学年又ハ原学年以下ニ再入学ヲ許可スルコ
トアルヘシ
- 但シ退学後満壱ヶ年ヲ経過シタル者ハ原学年
ニ再入学セシメス.
- 第二十九条 左記ノ各項ノ一二該当スル者ハ除籍ス
一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタ
ル者.
- 二、学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタ
ル者.
- 三、一箇年以上連續欠席シタル者.
- 但シ 兵役ニ依ル休学ヲ除ク
- 四、正当ノ事由ナクシテ一箇月以上連續欠席

五、出席常ナラサルモノ・

六、規定セル料金ヲ納付セサル者・

第三十条 学則命令ニ違背シ校内ノ風紀ヲ紊乱シ校具ヲ汚損シ又ハ生徒ノ本分ヲ失ヘリト認ムル者ハ其ノ

軽重ニ依リ懲戒ヲ行フ

懲戒ハ譴責、謹慎、停学、退学ノ四種トス

第五章 試験、進級及卒業

第三十一条 試験ハ学年末ニ之ヲ行ヒ進級及卒業ヲ定ム但

臨時試験ヲ行フコトアルヘシ

第三十二条 臨時試験ハ担任教員ノ見込ニ依リ隨時之ヲ行フ・

第三十三条 各科目ノ試験成績ハ優、良、可、不可、ヲ以テ表示シ優良可ヲ合格トシ不可ヲ以テ不合格トス

第三十四条 試験成績ハ試験ニ依ルノ外平素ノ勤惰及平常点ヲ参酌シテ之ヲ定ム

第三十五条 正当ノ事由ナクシテ試験ニ欠席シタル学科目

ハ之ヲ零点トス

第三十六条 病氣其ノ他止ムヲ得サル事由ニ依リ試験ニ欠席シタル学科目ニシテ予メ届出タル者ニ限り次

第三十七条

学年始メニ於テ追試験ヲ許可スルコトアルヘシ

不合格ノ科目總科目ノ三分ノ一二達セサルトキハ教授会ノ銓衡ニ依リテ仮リニ進級セシム

ルコトヲ得此ノ場合ニハ不合格ノ科目ニ付再試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス再試験ハ毎年九月之ヲ挙行ス但再試験ヲ受クルモノハ受験

料金五円ヲ納ムヘシ

第三十八条

及落ノ判定ハ前条ノ規定ニ依ル外教授会ニ於テ平素ノ操行及学業ヲ参酌シテ之ヲ定ム

第三十九条

事由ノ如何ニ拘ハラス三回連続シテ及第セナルモノハ除籍ス

第四十条

本科卒業者ニハ卒業証書ヲ授与シ専攻科修了者ニハ修了証書ヲ授与ス

第六章 聽講生

第四十一条

本校ニ開設スル学科目ヲ選択シテ之ヲ学脩セント欲スル者アル時ハ欠員アル場合ニ限り聽講生トシテ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

聽講生タリ得ル者ハ本校ニ於テ学力其他ヲ銓

本科	科	学期
二部	一部	
参拾参円	参拾参円	第一学期
貳拾五円	貳拾五円	第二学期
貳拾五円	貳拾五円	第三学期
		拾六円

衡シテ決スモノトス

専攻科	貳拾五円
	貳拾五円
	拾六円

第四十二条 聽講生ニシテ其ノ学修学科目ノ試験ニ合格シタル者ニハ当該学科目ノ修業証書ヲ授与ス

第四十三条 本章ニ規定シタル以外ノ事項ニ関シテハ一般ノ規定ヲ準用ス

第七章 入学検定料 入学料 授業料

第四十四条 入学志願者ハ入学願書ト共ニ入学考查料金貳円ヲ納付スヘシ

第四十五条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ直チニ入学料金參円ヲ納付スヘシ

第四十六条 一学年間ノ授業料ハ年額第一部八拾八円全第
二部及専攻科ハ六拾六円トシ左表ノ通り毎學

期始ニ納付セシム。
但事情已ムヲ得サルモノハ許可ヲ得テ毎月始
メニ分納スルコトヲ得。

第五十一条 特待生又ハ給費生ニシテ学業又ハ研究ヲ怠リ
若ハ不都合ナル行為アリタルトキハ期間中ト
雖モ其待遇ヲ停止シ場合ニヨリテハ既ニ支給
シタル学資ヲ返納セシムルコトアルヘシ

第四十七条 追試験ヲ願出ツル者ハ一学科目毎ニ受験料金
參円ヲ納付スヘシ。

但五科目以上ニ亘ル場合ト雖モ拾五円ヲ以テ
限度トス

第四十八条 一旦納付シタル料金ハ之ヲ返付セス

第八章 特待生及給費生

第四十九条 学生ニシテ学業優秀操行善良ナル者ハ特待生ト
シテ其学年間ノ授業料ヲ免除スルコトアルヘシ

第五十条 本科又ハ専攻科ヲ卒業又ハ修了シタル者ニシテ
学業優秀操行善良ナル者ハ学資ヲ給与シテ其ノ
学業又ハ研究ヲ継続セシムルコトアルヘシ

第五十二条 特待生及給費生ノ銓衡並ニ前条ノ処置ニ関シ

テハ教授会ノ議決ヲ經ルモノトス

第九章 職員及教員

第五十三条 本校ニ左ノ職員及教員ヲ置ク

校長 一名、学監 二名、生徒主事 若干名、

科長 若干名、書記 若干名、校医 若干名
教授 若干名 講師 若干名

第五十四条 校長ハ職員及教員ヲ統理シ学務ヲ監理ス

第五十五条 生徒主事ハ学生ノ訓育ヲ掌ル。

第五十六条 学監ハ校長ノ補佐並ニ一切ノ事務ヲ統理シ校

長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第五十七条 科長ハ校長ノ命ヲ受ケ其ノ科ノ教務ヲ監理ス

第五十八条 書記ハ事務ニ従事ス

第五十九条 校医ハ保健衛生ニ従事ス

第六十条 教授及講師ハ各担任学科ヲ教授シ学生ノ研究

ヲ指導ス

第六十一条 書記ヲ除キ各職員ハ兼任スルコトヲ得

第十章 生徒心得

第一条 本校生徒ハ人格主義ヲ本領トシ知徳ヲ涵養並進セ

シメ以テ理想的人格ヲ造就セムコトヲ努ムヘシ

第二条 本校ノ教育ヲ服膺シ堅ク校則ヲ遵守スヘシ

第三条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ喫煙其他粗暴ノ挙動ア

ルヘカラス

第四条 授業中ハ退席ヲ許サス若シ已ムヲ得サル事故アリ

テ退席セントスルトキハ授業者ノ許可ヲ受クヘシ

第五条 出校スルトキハ本校ノ服制ヲ遵守スヘシ

制帽 角帽ニ本校ノ徽章ヲ付スヘシ但シ夏季ハ麦

藁帽ヲ用フルコトヲ得

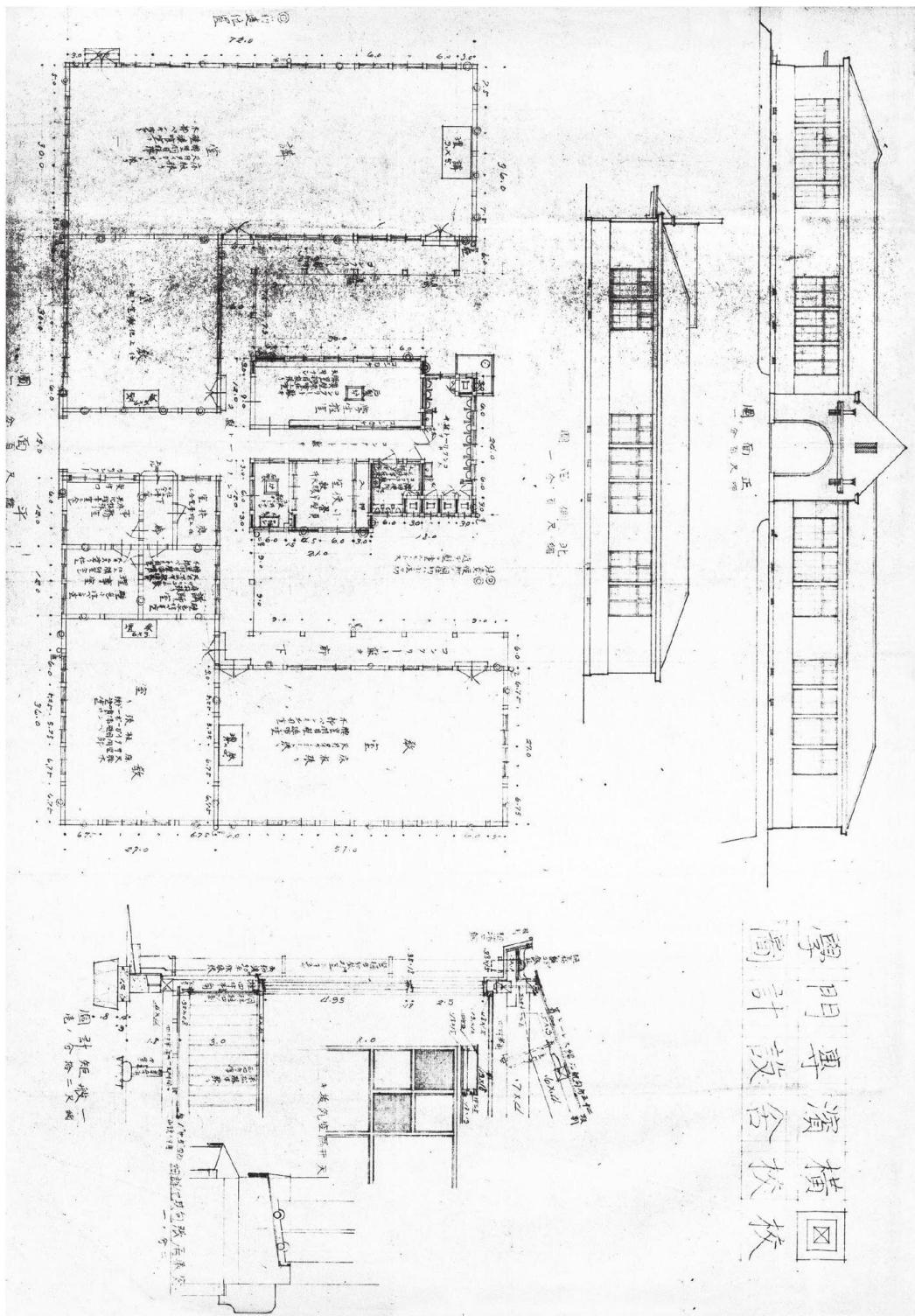
制服 冬ハ黒色夏ハ黒又ハ霜降ノ背広仕立ノ襟ヲ

着用シ所定ノ釦襟章ヲ付スヘシ

襟章 法学科J 商業理財科C.

(神奈川大学所蔵『三十周年史資料』)

12 横浜専門学校校舎設計図 [1929(昭和4)年]



13 横浜専門学校六角橋移転用地仮契約書*

(一九二一九(昭和四)年十二月七日)

仮契約書

山室周作、川崎市右エ門、黒瀧伊助、池田佐吉。池田勝藏。

黒瀧萬藏、川崎長太郎、山室春吉 池田泰輔ヲ甲トシ横浜
専門学校ヲ乙トシ左ノ事項ヲ仮契約ス

一、甲ハ乙ニ対シ別紙附図ニ記載スル土地約七千五百坪内

外ヲ賃貸スルコトヲ約ス

一、地代ハ最初五ヶ年間ヲ坪壟ケ月金五錢ト定ム

但シ爾後五ヶ年毎ニ協定スルモノトス

一、期限ハ昭和四年十二月七日ヨリ向式拾ヶ年間トス

但シ賃料ハ昭和五年壇月末日迄ヲ無料トス

一、土地地均ハ乙ニ於テ其ノ使用目的タル学校建設ニ適ス

ル様ニ之ヲ為ス

一、耕作物ノ除去其他小作關係等ハ甲ニ於テ処置スルコト

一、道路ハ学校用通路トシテ東門用六メートル以上ノモノ

北門用六メートル以上ノモノヲ甲ニ於テ開設ス 但シ

乙ニ於テ必要ナルトキハ工事ヲ施行スルコトヲ得

一、本契約書ハ昭和五年壇月末日迄ニ之ヲ作成ス

本仮契約書ハ式通ヲ作成シ甲、乙、各壇通ヲ所持ス

昭和四年十二月七日

甲 山室周作

甲 川崎市右エ門

甲 黒瀧伊助

甲 池田佐吉

甲 黒瀧萬藏

甲 池田勝藏

甲 川崎長太郎

甲 山室春吉

甲 池田泰輔

乙 横浜専門学校

理事 橋貝詮三

ク 志村佐一

ク 米田吉盛

監事 東藤志那雄

印 印

〔後略〕

〃 濱健次郎 (印)

- 一、坪数 七千五百坪
 一、所有ノ別 借地（別紙契約書通り）

(山室宗作氏所蔵)

- 一、備考 一、移転ノ上ハ旧地ハ返却シ変更地ニハ別途校舎建築願申請中

14 横浜専門学校位置変更願*

(一九三〇(昭和五)年一月三十日)

変更地附近ノ状況

校舎ヲ同時ニ変更地ニ増加移築ノ予定

二、現在校舎ハ昭和五年四月拾日迄ニ移転シ現

位置変更願

今般本校位置ヲ昭和五年四月拾日ヨリ別紙ノ通り変更致度

候條何卒御認可相成度關係書類ヲ相添ヘ此段申請仕候也

昭和五年壹月廿日

一、位置 横浜市ノ北西部ニシテ東方遙カニ横浜港ヲ望ミ附近ニハ老樹散在シ氣清ク静淨ノ地タルヲ以テ學習ノ好適地ト謂フベシ

財団法人横浜専門学校
理事 米田吉盛

文部大臣 田中隆三殿

記

三丁ニシテ市電六角橋停留場ニ達ス

一、変更位置 横浜市神奈川区六角橋町字宮面671 670 669 668

667
666
665
664
663
638
637
636
635
634
633
615
614
613
612
611
609
608
590
589
番地

校門ヨリ 五丁ニシテ東横電鉄白楽ニ達ス

徒步十分ニシテ省線東神奈川駅ニ達ス

一、使用飲料水 横浜市水道

15 横浜専門学校生募集ポスター*

〔一九三〇（昭和五）年〕

進達願

今般横浜専門学校々地変更致度候条格別ノ御詮議ヲ以テ

御進達相成度一件書類ヲ具シ此段御願仕候也

昭和五年壹月 日

財団法人横浜専門学校

理事 米田吉盛

神奈川県知事 山縣治郎殿

校地変更願

今般本校々地ヲ別紙ノ通変更致度候條何卒御認可相成度

関係書類ヲ添へ此段相願仕候也

昭和五年 月 日

財団法人横浜専門学校

理事 米田吉盛

文部大臣 田中隆三殿

（神奈川大学所蔵『三十周年史資料』）

貿易科 高等商業科 法学科

試験場 無試験入学検定其他詳細ハ校則ニアリ

仙台高等工業学校（三月一・十三日 二十四日）

名古屋高等商業学校（三月一・十五日 二十六日）
京都、第二高等学校（三月二・十七日 二十八日）

大阪商科大学（三月三十一日 三十二日）

広島高等工業学校（三月二・十一日 二十二日）

福岡高等学校（三月一・十四日 二十五日）

本校（三月二・十三日 二十四日）

試験科目（中学出身者 英語代数、幾何、国語、身体検査

商業出身者 英語、代数、商算、簿記、身体検査

工業、農業、出身者ハ中学出身者ニ全ジ）

横浜専門学校

校則要求ハ郵券式錢ヲ添へ直接本校へ申込マルベシ

。数部ハ既ニ各中学校へ送附シ置キタリ

横浜市西戸部町富士塚	大審院判事 高等試験委員 細野長良 法
本校教授(順不同)出講科	電話長者町(3)一六〇四番
法学博士 本校々長 林頼三郎 法、商	大審院判事 本校教授 吉田久 法
法学博士 貴族院議員 本校名誉教授 山川端夫 法	大審院檢事 本校教授 早稻田大学講師 新保勘解人 法
法学博士 東京商工会議所理事長 帝大経済学部前教授	東京商大教授 平井彥三郎 法
渡邊鐵藏 商	東京商大教授 太田哲三 商
法学博士 大審院判事本校教授 高等試験委員 吾孫子勝	東京商大助教授 同 専門部教授 渡邊大輔 商
商、法	東京商大助教授 同 専門部教授 山口茂 商
商学博士 東京商大教授 石川文吾 商	東京商大助教授 同 専門部教授 上原專榎 商、法
商学博士 東京商大教授 藤本幸太郎 商	東京商大助教授 同 専門部教授 中山伊知郎 商
法学博士 東京帝大法学部教授 神川彦松 商、法	東京商大助教授 東京帝大講師 佐藤弘 商
経済学博士 太田正孝 商、法	東京商大予科教授 同専門部教授 五味赫 商、法
法学博士 本校教授 三浦義道 商、法	東京商大予科教授 同専門部教授 小此木爲二 商
法学博士 本校教授 信夫淳平 法、商	東京商大予科教授 森野龜之助 商
東京帝大法学部教授 高柳賢三 法	第一高等学校教授 片山毅 商、法
東京帝大経済学部教授 中西寅雄 商	文学士 中央大学教授 兼本校教授 小林一郎 商、法
東京帝大講師 大審院判事 高等試験委員 大森洪太 法	内閣法制局参事官 高等試験委員本校教授 樋貝詮三 商、法
本校教授 帝大前教授 風早八十二 法	

本校教授 米田吉盛 法、商

商学士 本校教授 橋本良平 商

商学士 本校教授 和田清 商

商学士 本校教授 福崎泰次郎 商

商学士 本校教授 大越光雄 商

商学士 本校助教授 池内徳美 商

法学士 本校教授 横打俊太 法

中央大学教授 兼本校教授 川原次吉郎 商、法

東京控訴院判事 中央大学講師 中村武 法

東京高師助教授 神野傳藏 商、法

経済学士 本校教授 玉城肇 法、商

法学士 正金銀行前頭取席 本校教授 若尾壽作

バチエラーレ 本校教授 油谷十二 商

法学士 本校助教授 笠井泉 商、法

本校嘱託(英人)パージエット 商

同 (英人)エム、ラコツク 商

同 (独人)レーナ 法、商

其他

16 横浜専門学校生徒募集

(一九二九(昭和四)年十二月十日)

横浜専門学校生徒募集

●貿易科、高等商業科、法学科

右昭和五年度各一年生ヲ募集ス

●入学資格 一般専門学校ニ同ジ

●出願手続 イ、入学願書(本校ヨリ交付) 口、卒業成績証明書(最終二ヶ年分) ハ、写真 ニ、返信用封筒切手十三銭貼付 ホ、検定料。以上ヲ直接本校ニ送附又ハ持参セヨ

●出願期限 昭和五年二月一日——三月十七日。本校ニテノ受験者ニ限リ三月廿一日迄

●試験科目 中学出身者、英語、国語、代数、幾何。商業出身者、英語、簿記、代数、商算

尚口頭試問及体格検査ヲ行フ

●試験場及期日 三月中ニ施行ス 本校、仙台高工(廿三、

四日)名古屋高商(廿五、六日)三高(廿七、八日)大阪商大

(卅、卅一日) 広島高工(廿一、二日) 福岡高工(廿四、五日)

●成績発表 各地共其ノ地ノ試験終了後五日以内ニ各合格者宛通知ス

●無試験検定 イ、在学中最後ノ二学年ヲ通ジ五分ノ一以上ノ席次ニアリタル者 口、出願期間一月十五日—一月十五日 ハ、成績発表 二月十五日迄ニ通知ス

備考 寄宿舎アリ

横浜専門学校

横浜市中区西戸部町富士塚

(『官報』第八八五号、一九二九年十二月十日)

用ヲ教授シ併セテ人格ヲ陶冶スルヲ以テ目的トス
第一条 本校ハ修業年限三ヶ年ノ本科ヲ以テ構成シ修業年限一ヶ年ノ専攻科ヲ附置ス

第三条 本科ニ法学科、高等商業科、貿易科ヲ置ク但シ第二条 本校ハ修業年限三ヶ年ノ本科ヲ以テ構成シ修業年

二部ハ当分貿易科ヲ欠ク

第四条 本校ノ授業ハ左ノ通りトス但シ時宜ニ依リ伸縮ス

ルコトアルベシ

第一部(昼間)午前八時半ヨリ午後三時迄

第二部(夜間)午後五時二十分ヨリ午後九時半迄

第五条 本校ノ生徒ヲ分チテ本科生、別科生、及専攻科生

トス但シ第一部ニハ別科生ヲ置カス

第六条 本科ノ学科目及毎週教授ノ時間数左ノ如シ

別科ノ学科目及毎週教授ノ時間数ハ第二部本科ニ

関スルモノヲ準用ス

(一九三〇(昭和五年))

17 横浜専門学校々則

横浜専門学校々則

第一章 目的

第一条 本校ハ専門学校令ニ依リ高等ナル学術ノ理論及応

第一章 横浜学院の開設と草創期の横浜専門学校

計	体操及教練	英語又ハ獨乙語	実習 (討論及論文作成ヲ含ム)	財政学	経済原論	国際法	民事訴訟法	商法	民法	刑法	行政法	憲法	法学通論	哲学概論	心理学	心理學	論理學	倫理學(実践倫理ヲ含ム)	学科目	学年
28	2	4			3			3	8	2		2	2			1	1		一年	
27	2	4	2			2	3	2	5	2	3				1		1		二年	
26	2	4	2	2		2	4	6	2						1			1	三年	

一、選択科目ハ甲類乙類トシ其ノ一ヲ必修スルモノトス	経済史及政策	速記	商工経営術	統計	選舉	外交	英語	政治学及政治史	社会	法制	随意科目	類乙 商業關係法規 会計学及監査 (会計監査ヲ含ム)	類甲 犯罪學及刑事政策 破産法及和議法 研究指導	刑法 刑事訴訟	民事訴訟	選択科目
													2			
													2 2	2	3	
													2 2 2	2 2 2		
4	3	2	2	2	2	3	6	3	2	2			2 2 2	2 2 2		

スペシ

一、甲類ヲ選択シタル者ニシテ計理士ノ資格ヲ得ントスル
モノハ乙類中ノ簿記及会計学ヲ履修スペシ

一、希望者少キ随意科目ハ之ヲ闕クコトアルベシ

貿易科(第一部)

商業簿記	商業通論	珠算	数学	商業計算	書法及書簡文	国語	哲学概論	心理理学	論理学	倫理学(実践倫理ヲ含ム)	科目	出身校別		学年	
												卒業	在校	学期	
3	2	1		2	1			1	1	1	中卒	前期			一年
1			2	1	1	2		1	1	1	商卒				一年
3	2	1		2				1	1	1	中卒	後期			一年
1			2	1		2		1	1	1	商卒	前期			一年
												1		前期	二年
												1		後期	二年
								1				1		前期	三年
								1				1		後期	三年

憲法及法学通論	商工経営	外國為替及國際金融	銀行及金融	貨幣論	財政學	殖民政	商業政策	經濟政策	市場論(取引所ヲ含ム)	内國商業實踐	貿易實務及貿易理論	商品學及商業地理	海上保險及共同海損	保険學	交通論	海外貿易事情	倉庫及關稅	會計學及監查	工業簿記及原價計算	英文簿記	銀行簿記
2				1					2				1								
2				1					2				1								
1				1					3				1								
1				1					3				1								
			2					2		1	1		2		2	2				2	
			2					2		1	1		2		2	2				2	
2	2			2								2		1		1	1	2	2	2	
2	1			2	2							2		1		1	1	2	1		

第一章 横浜学院の開設と草創期の横浜専門学校

産業管理及能率	統計	企業財政	社会政策	工業政策	経済史及学史	教育學 (教育史教授法及教育法令)	随意科目	體操及教練	研究指導	語国外二第		英語 (商業時間ヲ含ム)	最近外交史及商業史	国際法	商法	民法
										オロランダ	支那	独伊	仏蘭西			
2	1	1	2	2	3	5		35	2		5		8	1		1
								35	2		5		10	1		1
								35	2		5		8	1		2
								35	2		5		10	1		2
								35	2	不定時	5		8		2	3
								35	2		5		8		2	3
								35	2	不定時	4		7		3	
								35	2		4		7		2	3

一、希望者少ナキ随意科目ハ之ヲ欠クコトアルベシ 一、商業学校以外ノ実業学校卒業者ハ中学出身者ト同一ノ授業ヲ受クベシ	シ	商事関係法規 広告学及商工心理学 タイプライティング及速記
		3 2 2

高等商業科（第一部）

交 通 論 稅 查 學	倉 庫 及 關 稅 監 計 會 計	工 業 簿 記 及 原 價 算 計 算 算 學	英 文 簿 記	銀 行 簿 記	商 業 簿 記	商 業 通 論	珠 算	數 學	商 業 算	國 語 作 文 及 書 法	世 界 近 世 史	哲 學 概 論	心 理 理 學	論 理 學	倫 理 學 (實 踐 倫 理 ヲ 含 ム)	科 目	學年		
																	出身 校 別	學 期	
							3	2	2		2	1			1	1	1	中卒	前期
							1			2	1	3	1		1	1	1	商卒	後期
							3	2	1		2	1			1	1	1	中卒	前期
							1			2	1	3	1		1	1	1	商卒	後期
3							2				2						1		二年
3							2				2						1		二年
2	2	1													1		1	前期	
2	2	2													1		1	後期	

商事關係法規 (信託法 ヲ含ム)	商 法	民 法	憲 法	及 法 學	通 論	市 況 (恐 慌 景 氣 變 動 及 含 ム)	產 業 管 理	及 能 率	商 工 經 營	及 企 業 財 政	外 國 為 替	銀 行 及 金 融	貨 幣 及 金 融	統 計	財 政	工 業 政 策	商 業 政 策	經 濟 史 及 學 史	經 濟 原 論	市 場 論 (取 引 所 ヲ 含 ム)	商 業 實 踐 及 貿 易 實 務	商 品 學 及 商 業 地 理	保 險 學 及 共 同 海 損
		2	2									1						3		2			
		2	2									1						3		2			
		3	1									1	1					3		2			
		3	1									1	1					3		2			
	2	3							2		2					1	2		2	2	1		
	2	3							2		2					1	2		2	2	1		
1	4					1	2		2						2		2		2	2			
2	4					2						2				2		2		2	2		

英語 (商業英語ヲ含ム)	研究指導	体操及教練	随意科目	計	隨意科目	教育学 (教育史、教育法令)	タイプライティング及 速記	殖民政策	国際金融	第二外国語 (独、仏、支)	商工心理学	廣告學			
													時間	単位	
34	2													9	
33	2													10	
34	2													9	
34	2													10	
35	2													8	
35	2													8	
35	2													8	
34	2													8	

判例研究及實習 (討論及論文作成)	英語	社会学政治学及政治史	経済学	国際法	破産法及和議法	民事訴訟法	刑事訴訟法	商法	民法	刑法	行政法	憲法	法学	哲学概論	心理理学	倫理学 (実践倫理ヲ含ム)	学科目	学年	
			原論	国際公法				総論及商行為	部賛、債權物權 総論	総論								一年	
	4	2	3	2					3	6	2		2	2			1	1	一年
									会社	債權各論	物權二部	各論	総論及各論						二年
	2	4	2					3	3	2	5	2	3			1	1	1	二年
			財政学	国際私法				手形保険海商	親族及相続										三年
	3	4	1	2	2	2	4		6	4							1		三年

労 勵 問 題	獨 乙	社 会 學	簿 記 及 會 計 學	外 国 法 (原 書)	犯 罪 学 及 刑 事 政 策 学	法 理 学	法 制 史	隨 意 科 目	計	時 事 問 題 研 究	体 操 及 教 練
		2							30	2	時 隨
		2							31	2	時 隨
		2							31	2	時 隨

シ

一、計理士資格ヲ得ントスル者ハ薄記及会計学ヲ必修すべシ

一、希望者少ナキ随意科目ハ之ヲ闕クコトアルベシ

一、特殊ノ事□アル者ハ体操及教練ヲ免除スルコトアルベシ
一、別科生ニ限り倫理学(実践倫理ヲ含ム)心理学、論理学、
哲学、外国語ハ許可ヲ得テ欠クコトヲ得但シ教員志願

保 険 学	交 通 論 (海 運、鐵 道)	商 業 地 理	倉 庫 及 関 稅	原 価 計 算 工 業 較 記	會 計 學	英 文 記	銀 行 記	商 業 記	商 業 通 論	珠 算	數 學	商 業 算 術	商 業 文	哲 學 概 論	心 理 學	論 理 學	學 科 目	學 年	高等商業科(第二部)
										(中學校出身者ニ限ル)								一 年	
									3	2	1	2	3	1		1	1		
																		二 年	
1	2	2					2						2			1		1	
																		三 年	
2	1		1	1	2	1									1		1		

者ハ此ノ限りニ非ズ

教育学 (教育史、教授法 及教育法 令)	隨意科 目	計	体操及教練	英語 (商業英語 二時間ヲ含ム)	商法 (総則、商行為、 手形、海商保険 会)	民法 (総則、物權債權)	憲法 (法学通論ヲ含ム)	商工経営	外国為替	統計學	財政學	社會政策及殖民政策	商工政策及市况	販売市場、取引所論	貿易理論、内外商業実践	商品學
1		31	2	7		3	2			1				1	2	
2		31	2	7	2	1				2			2		2	2
2		31	2	7	3			2	1	1	2	1				2

第二章 外國語
(仏蘭西語、支那語、獨乙語)

2

2

2

一、希望者少ナキ随意科目ハ之ヲ闕クコトアルベシ

一、教員資格ヲ得ントスル者ハ出席日数四分ノ三以上ニシテ

且ツ教育学、教育史、教授法及教育法令ヲ必修スベシ

一、特殊事情アル者ハ体操及教練ヲ免除スルコトアルベシ

一、別科生ニ限り倫理学（実践倫理ヲ含ム）心理学、哲学、
外國語ハ許可ヲ得テ欠クコトヲ得但シ教員希望者ハ此
ノ限りニ非ズ

第二章 学年、学期及休日

第七条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十日ニ終ル

第八条 学年ヲ分チテ二学期トス

前期 自四月一日 至十月三十一日

後期 自十一月一日 至三月三十一日

第九条 休業定日左ノ如シ

一、大祭日、祝日、日曜日、創立記念日、横浜開港記念日

二、春季休業 三月二十日ヨリ四月十日迄

三、夏季休業 七月十六日ヨリ九月十日迄

四、冬季休業　十二月二十五日ヨリ一月十日迄

認メタル者

第三章 入学

第十一条 入学ハ毎学年ノ始メトス

第十三条 第二学年ニ入学シ得ル者ハ前条ノ資格ヲ有シ更ニ

第十一条 第一学年ニ入学シ本科生タル事ヲ得ル者ハ左ノ
資格ヲ有スル者ニ限ル

一、中学校卒業者

二、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタ

ル者

三、専門学校入学者検定規程ニ依リ一般専門学校ノ入学

ニ関シ指定ヲ受ケタル者

第十二条 左ノ各号ニ該当スル者ハ別科生トシテ第一学年

ニ入学スルコトヲ得但シ定員ヲ超過セザル場合

ニ限ル

一、「甲類」教員検定ニ関スル規程第五条ニ該当スル者

(小学校本科正教員、尋常小学校本科正教員、小学
校専科正教員、小学校准教員免状所有者、教員免許

令ニ依ル教員免状所有者)

二、「乙類」本校ニ於テ志願者ノ履歴ニ付誼衡ノ上適當ト

一、履歴書　二、卒業証明書又ハ修業証明書

第十四条 本校ト同等ノ学校ニ在学中ノ者ニシテ転学ヲ願
出ヅルトキハ相當ノ学年ニ編入スルコトアルベ
シ但シ学科課程中他校ニ於テ終了セザルモノア
ルトキハ其学科目ニ限り試験ヲ行フ

第十五条 専攻科ニ入学ナシ得ル者ハ本科並ニ別科甲類卒業
者トス但シ欠員アル場合ニ限り別科乙類卒業
者及本校ト同程度ノ他校卒業者ヲ誼衡ノ上入学
セシムルコトアルベシ

第十六条 所定ノ資格ヲ有スル者ト雖モ入学ニ関シ必要ア
ル場合ニハ学力考查ノ上選抜スルコトアルベシ

前項ノ学力考查ニ関スル学科目ハ其ノ都度之ヲ

定ム

第十七条 入学志願者ハ規定ノ書式ニヨリ左ノ書類ヲ添ヘ

テ入学願書ヲ提出スベシ

三、写真 四、入学検定料

第十八条 入学ノ許可ヲ受ケタル者ハ指定ノ期日迄ニ規定ノ

書式ニ依リ保証人連署ノ上在学誓書ヲ差出スベシ

第十九条 前条ノ保証人ハ父兄又ハ之ニ代ルベキ保護者ニ

シテ本校ニ於テ適當ト認メタル者ニ限ル

第二十条 保証人ハ生徒在学中ニ関スル一切ノ事項ニ付其

ノ責ニ任ズベキモノトス

第二十一条 保証人変更ノ必要生ジタル時ハ直ニ其旨届出

テ許可ヲ受クベシ

第二十二条 生徒又ハ保証人ノ身分住所等ニ異動ヲ生ジタ

ル時ハ直チニ届出ヅベシ

第四章 欠席、休学、退学及懲戒

第二十三条 病氣又ハ事故ニ依リ欠席スル時ハ必ズ事由ヲ

具シ届出ヅベシ

第二十四条 病氣又ハ事故ノ為欠席七日以上ニ及フトキハ保

証人連署ノ上届出ツベシ病氣ノ時ハ医師ノ診

断書ヲ添フヘシ

第二十五条 病氣又ハ事故ニ依リ三ヶ月以上修学ヲ休止セ

トスル者ハ保証人連署ノ上届出デテ休学スルコ
トヲ得但シ休学期間ハ兵役ニ関スル場合ヲ除キ
一ヶ年以上ニ亘ルコトヲ得ズ

第二十六条 病氣又ハ事故ニ依リ退学セント欲スル者ハ保

証人連署ノ上願出ズヘシ

第二十七条 退学シタル者再入学ヲ願出ツルトキハ其ノ事由

及在学中ノ成績並ニ勤惰ヲ詮衡シテ原学年又

ハ原学年以下ニ再入学ヲ許可スルコトアルヘシ

但シ退学後満一ヶ年ヲ経過シタル者ハ原学年

ニ再入学ヲ許可セズ

第二十八条 左記各項ノ一二該当スル者ニハ退校ヲ命ズ

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二、学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三、一箇年以上連續欠席シタル者但シ兵役ニ因ル休学ヲ

除ク

四、正当ノ事由ナクシテ一箇月以上連續欠席シタル者

五、遅刻、早退其他出席常ナラザル者

六、規定セル料金ヲ定期間ニ納付セザル者

- 第二十九条 学則命令ニ違背シ公序良俗ヲ紊乱シ校具ヲ汚損シ又ハ生徒心得ニ違反シ其他生徒ノ本分ヲ失ナヘリト認ムル者ハ其輕重ニ依リ懲戒ヲ行フ懲戒ハ譴責、謹慎、停学、退学ノ四種トス
- 第五章 試験、進級及卒業
- 第三十条 試験ハ学期末ニ之ヲ行フ但シ臨時試験ヲ行フコトアルヘシ
- 第三十一条 臨時試験ハ担任教員ノ見込ニ依リ隨時之ヲ行フ
- 第三十二条 各科目ノ成績ハ優、良、可、不可ヲ以テ表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス
- 第三十三条 成績ハ試験ニ依ル外平素ノ勤惰及平常点ヲ参考シテ之ヲ定ム
- 第三十四条 正當ノ事由ナクシテ試験ニ欠席シタル学科目ノ成績ハ不可トス
- 第三十五条 病氣其他止ムヲ得ザル事由ニ依リ試験ニ欠席シタル学科目ニシテ予メ届ケ出テタルモノニ限り次学年始メニ追試験ヲ許可スルコトアルヘシ及第ハ全科目合格シタルトキニ於テ之ヲ為サ□
- 第六章 聽講生
- 第四十条 本校ニ開設スル学科目ヲ選択シテ之ヲ学修セントスル者アルトキハ欠員アル場合ニ限り聽講生トシテ入学ヲ許可スルコトアルベシ聽講生タリ得ル者ハ本校ニ於テ学力其ノ他ヲ詮衡シテ決スルモノトス
- 第四十一条 聽講生トシテ其ノ学修学科目ノ試験ニ合格シム但シ不合格ノ科目総科目ノ四分ノ一二達セサルトキハ教授会ノ詮衡ニ依リテ仮ニ及第セシムルコトヲ得此ノ場合ニハ不合格ノ科目ニ付キ再試験ヲ行ヒ之ニ合格セサルトキハ其ノ仮及第ハ効力ヲ失フ再試験ハ毎年九月之ヲ挙行ス但シ再試験ヲ受ケントスル者ハ受験料五円ヲ納ムベシ及落ノ判定ハ前条ノ規定ニ依ル外教授会ニ於テ平素ノ操行及学業ヲ參酌シテ之ヲ定ム
- 第三十七条 及落ノ判定ハ前条ノ規定ニ依ル外教授会ニ於テ如何ニ拘ラズ三回連續シテ及第セサル者ニハ退校ヲ命ズ
- 第三十八条 事由如何ニ拘ラズ三回連續シテ及第セサル者ニハ退校ヲ命ズ
- 第三十九条 卒業者ニハ卒業証書ヲ授与シ専攻科終了者ニハ終了証書ヲ授与ス

タルモノニハ当該学科目ノ修業証書ヲ授与ス
第四十二条 本章ニ規定セサル事項ニ関シテハ生徒ニ関ス
ル一般ノ規定ヲ準用ス

第七章 入学検定料、入学料、授業料

第四十三条 入学志願者ハ入学願書ト共ニ入学考査料第一

部ハ金五円ヲ第二部ハ金二円ヲ納付スベシ

第四十四条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ直チニ入学料第一部

ハ金五円ヲ第二部ハ金参円ヲ納付スベシ

第四十五条 一学年間ノ授業料ハ年額第一部及専攻科ハ金

八拾八円第二部ハ金六拾六円トシ左表ノ通り

毎学期始メニ納付セシム但シ事情已ムヲ得サ
ルモノハ許可ヲ得テ毎月始メニ分納スルコト
ヲ許スコトアルベシ

専攻科	本科		科目	学期
	二部	一部		
参拾参円	貳拾五円	参拾参円	第一学期	第二学期
参拾参円	貳拾五円	参拾参円	第二学期	第三学期
貳拾貳円	拾六円	貳拾貳円		

第四十六条 追試験ヲ願出ツルモノハ一学科目毎ニ受験料

金参円ヲ納付スベシ但シ五科目以上ニ亘ル場

合ト雖モ金拾五円ヲ以テ限度トス

第四十七条 一旦納付シタル一切ノ料金ハ之ヲ返付セス
第八章 特待生及給費生

第四十八条 生徒ニシテ学業優秀操行善良ナル者ハ特待生ト

シテ其学年間ノ授業料ヲ免除スルコトアルヘシ
第四十九条 本科又ハ専攻科ヲ卒業又ハ修了シタルモノニシ

テ学業優秀操行善良ナル者ハ学費ヲ給与シテ

其ノ学業又ハ研究ヲ継続セシムルコトアルヘシ
第五十条 特待生又ハ給費生ニシテ学業又ハ研究ヲ怠リ若
クハ不都合ナル行為アリタル時ハ期間内ト雖モ
其待遇ヲ停止シ場合ニ依リテハ既ニ支給シタル

学費ヲ返納セシムルコトアルベシ

第五十一条 特待生及給費生ノ詮衡並ニ前条ノ処置ニ関シ

テハ教授会ノ議決ヲ経ルモノトス

附則

本則ハ昭和五年九月ヨリ之ヲ施行ス

専攻科ハ当分ノ内之ヲ置カズ

本則施行ニ際シ昭和五年四月以前ニ入学シタル生徒ニ対シ
テハ旧学則ニ依リ履修シタル学科ニ限り校長之ヲ免除ス

横浜専門学校

横浜市神奈川区六角橋町

電話本局②一七〇四番

(国立公文書館所蔵)

ヲ得ル

18 横浜専門学校一覧
(一九三〇(昭和五)年)
尚専検受験者ノ為ニハ受験ニ必要ナ学課ニ付キ、特ニ
夜間講習ヲ行ヒ、別科生ノ為ニ便宜ヲ計ツテキル 之
ヲ利用シ本科生トナリタル者モ既ニ多數アル

一、現在生徒数左ノ如シ

昼間部 一年、二年、 合計 四〇〇名

夜間部 一年、二年、三年、合計 三〇〇名(別科生
ヲ含ム)

一、入学競争率

昼間部ハ各科ニ依リ異ルガ、本年ハ平均三倍一分強ノ
ヲ開カナイ

一、学科ハ貿易科、高等商業科、法学科ノ三科アリ

法学科、高等商業科ハ夜間部モ開設スル 夜間部ト雖

モ昼間部ト同様専門学校令ニヨル専門学校デアル

一、別科 専門学校ニ入ルベキ学歴ノナキ者ノ為ニ、夜間
部ニ限り別科ノ設ガアリ、学歴ナキ者モ入学スル事ガ

出来ル

横浜専門学校一覧(昭和五年度)

一、本校ハ財團法人横浜専門学校ノ經營デ専門学校令ニ依
ル修業年限三ヶ年ノ専門学校デアル

更ニ一ヶ年ノ専攻科ヲ附置シテアルガ専攻科ハ当分之

ヲ開カナイ

上ツテ□ル(本年入学試験場ハ全国ニ七ヶ所ヲ設ケタ

リ)

夜間部ハ殆ンド無競争デアル

卒業者特典

一、本校卒業者ハ一般専門学校卒業ノ資格ヲ得ル外更ニ各
科トモ無試験ニテ高等試験予備試験免除、計理士、各
地帝国大学第二次入学資格アリ

民法（総則、債権）
法学博士

大審院判事
高等試験委員

信夫淳平
吾孫子勝

国際公法
保険法、保険学
刑法各論、刑訴法
刑事実習
民法（総則）、民事実習
大審院判事
審院判事
法学博士

中央大学商学部員
法学博士

三浦義道

刑法各論、刑訴法
刑事実習

大審院判事
審院判事

吉田久
平井彦三郎

倫理、哲学
手形法、海商法
内閣法制局参事官
高等試験委員

帝大前教授
学監

小林一郎
杉之原舜一
米田吉盛

物権
憲法

帝大前教授
高等試験委員

橋本良平
和田清

教職員
校長

訓育、刑法

法学博士
前司法次官

林頼三郎

名誉教授

法学博士
貴族院議員

山川端夫

教授及助教授（順不同）

経済史、海外貿易事情
銀行論、貨幣論

法学士
法学士

渡邊利二郎
松田利夫

在外

法学博士

法学士

和田清
橋本良平

植民政策、政治学	法学士	川原次吉郎 在外
商法、法制史	法学士	横打俊太
經濟原論、商業史	法学士	東京帝大講師
商業通論、商業算術	商学士	大審院判事
外國為替	經濟學士	高等試驗委員
英語	英語	債權法、會社法
英語	英語	高等試驗委員
學校教練及体操	文學士	河邊久雄
講師（順不同）	法律士	東京控訴院判事
商業通論 保險論	文學士	民事訴訟法
稅關及倉庫	商学博士 東京商大教授	高等試驗委員
統計學	石川文吾	大審院判事
稅關及倉庫	商学博士 東京商大教授	高等試驗委員
統計學	藤本幸太郎	行政法
經濟學博士 衆議院議員	石川文吾	東京帝大法學部教授
太田正孝	民事訴訟法相続法	內閣法制局參事官
太田正孝	破產法及和議法	東京地方裁判所判事
太田正孝	簿記、會計學	江口新
太田正孝	商工經營	橫濱地方裁判所判事
太田正孝	交通論	中西謹一
太田正孝	銀行論、貨幣論	東京帝大教授
太田正孝	商業地理	太田哲三
太田正孝	商業政策	中西寅雄
上原專祿	渡邊大輔	山口茂
神川彥松	稅關及倉庫	佐藤弘
東京帝大法學部教授	經濟學博士 衆議院議員	東京商大教授
東京帝大法學部教授	太田正孝	東京商大教授

経済原論、統計学	東京商大教授	中山伊知郎	同	エム、ラコツク レーナ
債権	東京控訴院判事 中央大学講師	中村武	同	(独人)
外国為替	法学士	若尾濤作	其他	配属将校
英語	東京商大教授	五味赫	教練	陸軍歩兵少佐
商業英語	東京商大教授	小此木爲二	○役員	鈴木辰之助
英語	東京商大教授	米本新次	顧問	()
商工經營	第一高等学校教授 文学士	片山毅	顧問	()
論理、心理、教育	経済学史 東京帝大講師	美濃部亮吉	顧問	()
スペイン語	前東京高師助教授 ヴェネズエラ名譽領事	神野傳藏	顧問	()
フランス語	小林武麿	馬場鎌一	顧問	()
ドイツ語	仏国グルノーブル 大学文科卒業	山川端夫	顧問	()
会話	上甲宗男	上郎清助	顧問	()
支那語	奥平定世	樋貝詮三	参事官	()
パージエツト	渡邊銀行取締役	内閣法制局	理事	()
理事	渡邊利二郎			

理事	米田吉盛 （常任）
監事	志村佐一
監事	林頼三郎
監事	東藤志那雄 （常任）
監事	濱健次郎 （常任）
監事	横浜専門学校 （常任）
監事	横浜市神奈川区六角橋町宮面 電話本局②一七〇四番 （常任）
監事	横浜専門学校 （常任）

等閑にするの結果実務に適せざる人材を造り出すもの多数である。斯くては我産業界の礎となるべき人物を養成することは不能なりと信ずる。

然し専門学校は中等学校と異なり、学理を等閑にし実務のみを中心とする事の不可なるは論を俟たず、学理の研究と学理の応用とを併行せしめて教授することが、中等学校及大学と特に異なる理由と信ずる。

我横浜専門学校は飽く迄専門学校としての使命を果すべく、昭和四年三月設立せられたものである。従つて本校の教育方針は常に深遠なる併しながら実効ある学理の研究と、之に加ふる其の応用力の培養に特別の注意を払ひ、苟も本校卒業生たる以上一人残らず直に役立つ紳士たらしむべく指導するに在る。

19 米田吉盛「専門学校の使命と本校の教育方針」

（一九三一（昭和六）年三月一日）

大学の使命は学者の養成に在り、専門学校の使命は実務家、即ち産業界その他に於ける才幹を養成するに在る。然るに近時、専門学校の多くは大学の態を倣ひ、実益なき学理のみを以て真の学理と観じ、学理の応用力の教授を

緊張し且つ斯く徹底せる専門教育を為すためには、世間月並的の教授をして生徒を指導せしめでは、到底其の目的を達し得ざれば、教育の中心は教授に在りとの理論を具体化し、教授は学界に於ける練達の士を以て網羅し、貿易科、高等商業科は東京商科大学教授中より最も本校の教育方針

に副ふべき有為の学者十有余名兼任し、専任教授と共に理想の授業を為しつつある。又外国語に就いては、実際的効果を挙げしむる為、多数の外国人をも嘱託してゐる。

法学科に於ても亦、東京帝大教授、高等試験委員、大審院判検事等の法学界の大家が兼任し、専任教授も亦是等兼任者に劣らざる学者で専心指導に當つてゐる。

今日に於ては、裁判官、弁護士何れにならんと欲するも、高等試験（司法科）に合格せる者たるを要するから、其の試験委員が多数に兼任するは、受験者に取つて最も効果的授業を受け得らるるわけである。

更に教育の徹底せる効果を挙げる為には、学窓に於ける

教育の外に、其の学校の環境より生徒が受くる感化の適否にも亦大なる力あるを感じ、商業貿易の都市、世界交通網の中心地たる横浜に校地を選定したのである。

又完全な活動力ある紳士たるには、健全なる体格の所有者たるを要する。故に智育に併行調和し、体育運動にも理解を有し、之が奨励助長にも努めて居る。前早大野球部監

督市岡氏も、昨年十一月本校野球部長兼監督に就任し体育

の進歩を計りつゝある。

日本国民が欧米諸国民に比して体力の著しく劣れる事実に鑑み、我国民の体力増進に対し大いに注意を要するものと思ふ。

然らば知識と体力とを兼備せば十分なりやと云ふに、其の抱懐せる思想に於て誤れるものあらば、反つて其の有する智力と体力とは社会の禍を為すのである。故に本校生徒は堅実なる思想の持主たる者に非ずんば入学を許さず、入学後と雖も益々思想の点に就いては最も注意を払ひ指導を怠らず、從て所謂学校騒動等の忌しき事柄は絶対に生じない。

尚、此の方面の担任者たる小林一郎教授は昨年十二月支那及欧米諸国の思想界視察を終へて帰朝された。

要之、本校は健全なる思想と体格と専門の学識を兼備せる者を送り出すべく、万全を期しつつあるのである。

本校には貿易科、高等商業科、法学科がある。

貿易科は卒業後海外貿易に従事せんと欲する者を養成する。文明の進むに従ひ、世界は益々短縮され、貿易の将来

を考ふるとき、従来の高等商業を以て満足し得ない事は明かである。

高等商業科は一般高等商業学校と大体同じである。

法学科は之を甲類、乙類に分ち、甲類は裁判官、弁護士等の志望者に適し、乙類は法律を中心として商業に必要な学科を加味しあるを以て、卒業後法律知識を備へて実業に従事する者に適してゐる。

貿易科と法学科乙類とは専門学校に於ける我国唯一の分科である。

従来の高等商業出身の欠点は、法律知識の欠陥にあり、其の結果折角の努力も時に法律上より不利益を來す事まゝ生じ、常に其の活動に当りて不自由危険を感じる。吾等の一挙手一投足が直ちに法律上の問題となる複雑化したる現代社会に於て、何故商人なるが故を以て法律を等閑に付し得るであらうか。会社銀行、大酒店等の幹部中に、必ず少數乍ら法律知識ある者の存在するは、以上の事実を証明して余りある次第である。

本校入学試験の方針は、筆記、口述、体格の三方面より

行ふ。而して筆記試験は英語、代数、国語の三科目に就き行ふ。（商業学校出身には、代数、国語に代ふるに商算、簿記を以てする。）

入学試験の採点は、筆記三百点、口述二百点体格検査点の割合である。

試験場を各地に設け、試験期日を前班、後班に分けたのは、出来得る限り多数の志願者中より有為の人材を広く求めんと欲するが故である。入学試験の及落は中等学校の成績は問題にせず、入学試験のみによつて決する。

其の理由は、中等学校在学中の成績は主として筆記試験による成績を記したるものであるが、人の素質の有無は、筆記試験のみに依りて決すべきものでないからである。

学費は校則抜萃中に記載して置いたが、小遣等一切を含み、一箇年平均五百円以内を標準とするが、質素なるものは四百四 五拾円でも足りる。

（『受験と学生』十四（三）、一九三一年三月）

20 高等試験予備試験免除指定＊

(一九三〇(昭和五)年十月十八日)

●文部省告示第二百十五号

大正七年文部省令第三号第二条ニ依リ左記ノ学校ヲ高等學校高等科若ハ大学予科ト同等以上ト指定ス

昭和五年十月十八日

文部大臣 田中隆三

一、大東文化学院

但シ昭和三年三月以後ノ本科卒業者(別科生ヲ除ク)ニ

限ル

一、横浜専門学校

但シ本科卒業者(別科生ヲ除ク)ニ限ル

(『官報』第一一四二号、一九三〇年十月十八日)

21 実業学校教員検定無試験検定許可＊

(一九三三(昭和八)年四月十五日)

●文部省告示第百八十九号

大正十二年文部省告示第三十五号中日本女子高等商業学校ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

昭和八年四月十五日

文部大臣 鳩山 一郎

横浜専門	高等商業科	昭和七年三月以後ノ卒業者ニシテ成績優良ナル者ニ限ル
科第一部	第一部、第二部、第三部、貿易	昭和八年四月十三日

【参照】

大正十二年二月三日文部省告示第三十五号ハ実業学校教員検定ニ關スル規程ニ依リ無試験検定ヲ受クルコトヲ許可シタル学校及検定学科目ノ件ナリ

(『官報』第一八八五号、一九三三年四月十五日)

22 米田吉盛「本校志願者諸君に呈す—本校の教育方針と使命—」

(一九三三(昭和八)年一月二十五日)

旭日と富嶽

元旦早晩、初日出を見んものと、本校の建てる宮面丘の一角に立つて、東方無数に建ち並ぶ大ビルの尽きる所、林立する檣上を掠めて遙か海洋を眺むれば、新年の曙光は今や青海原の果から第一線を投げた……と見る／＼うちに赫々たる光を四界に放ち、溢れる勢もて陽は次第に昇り、

天地一として生氣を甦らざるものなく、清新の気は四方に充ち満ちて来た。丘の背、山々の彼方には白雪に掩はれた大富嶽が、恰も大和民族の全貌を象徴するかの如く、ニヨツキリと突立つて此の初日出に呼応す。其の雄大、其の神祕——底力ある雄姿は我々国民の行手を暗示してゐ□かの様に思はれ、私は暫し此の壯觀に恍惚とし、深く心靈を打たれたのである。

日本文化の建設

憶ふに日本は今や重大なる試練時に直面せるに拘はらず、此頃の国民には何物をも鎔き尽さねば已まぬてふ熱意と、生氣澆済たる氣力とが失はれてゐる。多くの人々は小心者となり、小細工者流となり、小成功にくよくよし、支那をやつ附けたと云つて痛快がり、満洲が独立したと云つて有頂天になり、すぐに黄金の夢を見てゐるが、一体支那は世界最弱と迄云われた国ではないか。又満洲から実際に我々が利得するに至るまでには、今後幾何の投資と努力とを要するかを思はねばならぬ。そして国民は今し自制少し大国民らしい襟度を示さねばならん。

大和民族の大理想は一満洲でも弱少支那でもなく、実に日本文化を建設し、全世界に之を輝かすことにある。文化の日章旗を世界人の一人々々の頭上に打ち建てる事である。この偉業を敢行するには、常に我等は日本人なりと云ふ信念を忘れず、彼の靈峰富士の如く悠容迫らざる態度と、旭日の如く凡ての物を清く明るく照り輝かす熱と光と勢力を以て邁進せねばならぬ。これ非常時日本に処すべき大方針であり、亦永久不変の鉄則である。

教育は人を造るにあり

我横浜専門学校建学の精神も亦此処にある。即ち如何なる苦難をもゝのともせず、如何に民心が動搖する場合でも動ぜざる確乎たる精神を培ふべく、質実剛健の精神教育を

基調となし専門教育を施すにある。是人はすべて、実業家

たり、学者たり、官吏たる前に、先づ人間でなければならぬからである。盛るべき器、建てるべき土台を等閑にして施されたる工事の不完全なることは、教育に就ても同じで

ある。学理を正確に理解し充分に活用し得べく養成せられ

たる人格こそ、真に盛るべき器であり、建てるべき土台で

ある。而して本校が此の効果を挙ぐべく如何に用意せるか

は、如何なる教授団を本校が有するかを見れば瞭然たるで

あらう。世の多くの学校が其の外觀を以て唯一の誇りとする今日、本校の責任の益々大なるを感じる次第である

事実は証す

一体学問はそれ自身目的ではなく、手段である。他日社会に出てこの学理を應用する為に学問するのであるから、学理を正確に理解せしめ、直接其の応用力を会得せしむる

の所以は茲にある。斯くする為に本校が教育は教員にありとの標語を実現し、各種の部門に亘り斯界の大家を網羅し、其の完璧を期し□るは洵に故なきとしない。

見よ！ 本校卒業生が日尚浅きに拘はらず、如何に社会で活躍し、その実力が認められつゝあるかを。

要之、大山の如く揺ぐことなき大国民たるの品格を具へ、太陽の如き実力を養つて其の能力を發揮し得る人材の育成こそ我横浜専門学校の目標である。

（『横専学報』第一九号、一九三三年一月二十五日）

23 昭和十二年度財団法人横浜専門学校収支決算*

（一九三七（昭和十二）年）

昭和十二年度収支決算書（経常部、臨時部）

ク 財産目録

昭和十二年度財団法人横浜専門学校収支決算

収入 経常部

昭和十二年度財團法人横浜専門学校収支決算

収入				科目	決算額	予算額	増△減	摘要
収入合計	臨時部計	〃	借入金					
二七三、一一一	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円					
一二一	〇〇	〇〇	二〇、〇〇〇円					
一五九、五一七	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇円					
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇					
一三、五九四				円				
三三								

収入 臨時部

経常部	計	前年度ヨリ繰越金	第三 寄宿舎ヨリ収入	五、雜入	四、追再試験料	三、入学検定料	二、入学金	一、授業料	第一、基本財産収入	第二、横浜専門学校収入	科目	決算額	予算額	増△減	摘要
一四三、一二一	九九	一、五九七	二、〇〇〇	三、六三四	一、五九四	六、〇六四	三、二六四	三、四五七	三、五〇〇	三、六〇〇	円				
一二二		九九	〇〇	二三	一、三七五	五、四三二	二、八七〇	二二、〇〇〇	〇〇	〇〇	円				
三九、五一七				二、二四〇	〇〇	六、三三二	三九四	九、四五七	△一〇〇	〇〇	円				
〇〇				〇〇	〇〇	六、三三二	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	円				
一三、五九四				一、三九四	二一九	六、三三二	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	円				
三三	九九			三三	〇〇	六、三三二	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	円				

収入 臨時部

五、生徒諸費	通信運搬	消耗品、印刷	四、消耗品費	図書費	三、備品費	什器雑品	雜給	諸傭給	手当及賞与	旅費及就職運動	事務員給	兼任教員給	専任教員給	校長給	一、給料	第二、横浜専門学校費	科目	決算額	予算額	増△減	摘要	
一、八三三	一、三五三	一、八一〇	三、二六三	五九七	一、四四五	二、〇四二	五五五	二、五一六	八、〇〇五	二、三六二	一三、四三九	七、六八八	三二、四八一	一、五〇〇	七五、八二二	円						
三	六〇	一〇	七〇	二八	二八	五六	七九	三三	〇〇	八〇	二三	三三	四〇	〇〇	一、五〇〇	四〇			円			
	二、〇〇〇	一、五〇〇		一、〇〇〇	一、五〇〇		三〇〇	二、五五六	四、五〇〇	三、五〇〇		六、五一六	三一、八四三	〇〇	三四、〇三六	〇〇			円			
	〇〇	〇〇		〇〇	〇〇		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇						
	六四六	三一〇	△四〇二	△五四			二五五	三九	三、五〇五	△一、二三七		一、一七二	△三六一	一、一〇七	六〇	〇〇				円		
	四〇	一〇	七二	七二		七九	六七	〇〇	〇〇	二〇		三三	六〇	〇〇	〇〇	〇〇						
	ヲ含ム	電話料									ル増加	事変二因										

経常部 計	昭和十三年 度へ繰越	奨学費											
		第四、予備費	第三、負債償還費	二、会議費	一、役員手当	第一、財団諸費	一二、儀式費	一〇、修繕費	九、保険料	八、借地料	七、電灯、水道	六、生徒募集費	教練費
一四三、七五六	三、九二〇	二四、四六一	四二一五	一、三三〇	二、八〇五	六六〇	八三八	三〇八	五、八七〇	八一三	六、〇二八	一、二三五	六九八
〇八	五八	九二	三八	〇〇	七六	一九	六五	三三	九五	四九	九一	二二	〇〇
三九、五一七		二、〇〇〇	二三、二八一	五〇〇	二、〇〇〇	五八二	六〇〇	二、〇〇〇	五、五三八	八〇〇	七、〇〇〇	一、六〇〇	二、五九八
〇〇		〇〇	二〇	〇〇	〇〇	四五	〇〇	〇〇	三六	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
一四、二三三九	三、九二〇	△二、〇〇〇	二一、一八〇	△七四	△六七〇	二、二三三	六〇	一、二六一	四二	三三二	△九七一	△四六四	△一、九〇〇
〇八	五八	〇〇	七二	六三	〇〇	三一	一九	三五	二四	五九	四九	〇九	〇〇
調査中付過内六四四、金													額除ハシタル料ヲシタル支給控テ上経業

24 奨学会給費生入学志願者心得

〔一九三三（昭和八年）年〕

（国立公文書館所蔵）

奨学会給費生入学志願者心得（昭和九年度）
 本校ノ教育方針ハ質実剛健ノ精神教育ヲ基調トシ学理ノ研鑽
 二併セテ其応用力培養ニ力メ以テ実際的人物ヲ養成スルニアリ

支出 臨時部

支出 合計	臨時部 計	繰越金（昭和十三 年度臨時部）	校庭埋立其他	退職手当	負債償還費	決算額	科目
							予算額
一七三、七五六	三〇、〇〇〇	七、四一五	二、五八五	二三、〇四三	六、九五七円	〇〇	
〇八	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
二五九、五一七	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一三、〇四三	六、九五七円	〇〇	予算額
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	増△減
					未完成、 次年度 へ継続		円

本校各科ノ内容ニ付特ニ説明ヲ要スル点左ノ如シ

貿易科 ハ之ヲ英語、独乙語、仏蘭西語、支那語、西班牙語、露西亞語、和蘭語ノ各類ニ分ツ

志願者ハ予メ入学願書ノ相当欄ニ選択記載スベシ

高等商業科 各地ノ高等商業学校ト同様ナリ

法学科 ハ之ヲ甲類、乙類ニ分ツ

甲類ハ裁判官弁護士等ノ志願者ニ適ス

乙類ハ法律ヲ主トシ之ニ商業一般ニ関スル科目ヲ配置シアルヲ以テ法律知識ヲ備ヘテ実業ニ從事セムトスル者ニ適ス

一、給費金額

第一種給費生 年額金壱百円也

第二種給費生 年額金壱百円以上參百円以下

本給費ニ対シテハ返還其他何等ノ義務ヲ負ハスモノニア

ラズ

二、募集人員

約三十名（各科ヲ通ジテ）

三、出願資格

出願者ハ志操鞏固、品行方正、身体健全、教練成績亦

良好ニシテ第四学年若クハ第五学年ニ於テ五分ノ二以上

ノ成績席次ヲ有シ左ノ各号ノ一二該当スル者タルヲ要ス但シ特ニ校長ノ推薦アルモノニ限り成績席次ヲ問ハザ

ルコトアルベシ

一、中学校卒業者（昭和九年三月卒業見込者ヲ含ム）

二、専門学校入学者検定規定ニ依ル試験検定合格者

三、一般専門学校ノ入学ニ關シ指定ヲ受ケタル者

例、甲種実業学校（商業、農業、工業等）卒業者等

四、出願手続

A 出願者ハ左ノ書類ヲ提出スベシ

イ、入学願書（本校ヨリ交附ノモノ）

ロ、全学年ノ成績証明書（在学者ノ第五学年ノ成績ハ第一

学期ノ成績トス）

ハ、写真、最近六ヶ月以内ニ撮影セル脱帽半身手札形、裏

面ニ氏名ヲ記入スベシ

二、郵便ニ依リ出願手続ヲ為サントスル者ハ返信用封筒ニ

自己ノ氏名、宿所ヲ明記シ郵便切手十三銭ヲ貼付シ送

附スベシ

ホ、受験料 不要

B 願書提出方法

直接本校ニ持參セザル者ハ書留郵便ヲ以テ本校内受学

会宛十二月廿日迄ニ到着スルヤウ送附スルヲ要ス

本校以外ノ各地試験場ニ於テハ試験ニ関スル事務ハ一

切取扱ハズ

C 願書受付期日

自十二月一日

至十二月廿日

五、試験場及試験期日

試験場	試験期日
本校	十二月廿四、廿五日
広島高等工業学校	十二月廿四、廿五日
大阪帝大医学部(大阪医科大学)	十二月廿五、廿六日
福岡高等学校	十二月廿七、廿八日
名古屋高等商業学校	十二月廿八、廿九日

注意 締切期日切迫シテ願書ヲ提出シタル為メ受験票送付ス

ノ余日ナキ場合ハ受験票ハ試験場ニ於テ当日交付ス

六、試験科目及時間

(一) 学科試験

国語

数学(代数、平面幾何)

英語(英文和訳、和文英訳)

但商業学校卒業者ハ数学ヲ省キ簿記(商業簿記、銀行簿記)ヲ科ス

(二) 口頭試問及体格検査
試験日割

第一日	自午前八時半 至午前十時半		自午前十時半 至正午		自午後一時半 至午後二時半	
	英語	簿記	数学	英語	簿記	数学
第二日	口頭試問及体格検査					

七、試験成績発表

一月三十日各自ニ対シ合格、不合格及得点数ノ通知ヲ發ス

八、受験者ノ特典

科ニ限ル)

当試験不合格者ニシテ学科一五〇点、口頭試問一三〇点以上ノ得点者ハ一般学生トシテ本校入学ニツキ無試験検定出願資格ヲ附与ス

一、実業学校（甲種商業等）教員無試験検定資格（但高等商業科及貿易科ニ限ル）

備考

一、学科、英語一〇〇点、国語一〇〇点、数学一〇〇

横浜専門学校奨学会概要

一、本会ハ横浜専門学校ガ質実剛健ノ精神教育ヲ基調トシ

二、口頭試問二〇〇点満点

学理ノ研鑽ニ併セテ其ノ応用力培養ニ力メ以テ実際的

九、卒業者特典

人物ノ養成ヲ期スル教育方針ニ賛シ其ノ発展ヲ援助ス

本校卒業者ハ次ノ資格ヲ有ス

ルコトヲ目的トス

一、高等試験予備試験免除

一、本会ハ其ノ事業ノ一トシテ本校生徒中素行、学業共ニ

一、各地帝大第二次入学資格

優良ニシテ学費ノ援助ヲ必要トスル者ニ対シ左ノ種別

一、東京、広島文理科大学入学資格

ニ従ヒ給費スルモノトス

一、計理士資格

第一種給費生 年額金壱百円也

一、海軍主計ニ付特典アリ（但高等商業科及貿易科ニ

第二種給費生 年額金壱百円以上参百円以下

限ル）

一、神戸商業大学入学資格（但高等商業科ニ限ル）

一、素行、学業其他ノ原因ニ依リ給費生トシテ不適当ナリ

ト認メタル者ニ対シテハ爾後ノ給費ヲ停止又ハ中止ス

ルコトアルベシ

第一章 横浜学院の開設と草創期の横浜専門学校

会長	貴族院議員 法学博士	山川端夫
顧問	三菱合資会社顧問 三菱銀行監査役 三菱商事株式会社監査役	三井銀行取締役
	東京製鋼株式会社専務取締役 貴族院議員 男爵	青木菊雄
	東京瓦斯株式会社々長 横浜火災海上保険株式会社々長	赤松範一
	経済学博士 朝鮮銀行総裁	井坂孝
	上信銀行頭取 貴族院議員	太田正孝
	上郎清助 鈴木喜三郎	加藤敬三郎
	同	同
	日本勧業銀行総裁 貴族院議員	日本石油株式会社々長
	法学博士	貴族院議員
	大日本体育協会副会長 キリンビール株式会社取締役	原富太郎
	古河電気工業株式会社監査役	橋本圭三郎
	東邦電力株式会社々長 東京電燈株式会社取締役	馬場鎌一
	横浜貿易新報社々長	林頼三郎
	同	同
	平沼亮三 松永安左衛門	原富太郎
	三宅磐	橋本圭三郎
	同	同
	横浜渡邊銀行取締役	馬場鎌一
	東京横浜電鉄株式会社監査役	林頼三郎
	同	同
	渡邊利二郎	三宅磐
	三井物産株式会社取締役兼人事課長 日本製粉株式会社取締役	原富太郎
	田中文藏	三宅磐
	同	同
	愛国生命保険株式会社専務取締役 法学博士	瞳道文藝

横浜市神奈川区六角橋

電話本局②一七〇四番

交通之便
市電 六角橋下車（約三丁）

省線 東神奈川駅下車（約八丁）
東横電鉄 白楽又ハ東白楽（約五丁）

執務時間

午前九時ヨリ午後四時マデ（日曜、祝祭日ヲ除ク）

本校奨学会は本校が質実剛健の精神教育を基調とし、学理の研鑽に併せて其の応用力培養に力め以て実際的個人の養成を期するの教育方針なるに賛し、その発展を援助することを目的としてゐる。本校志願者で学業素行共に優良の者で奨学会から推薦されたものは、入学試験に於て学科試験を免除せられ、又学業成績抜群で同会から推薦されたものは在学中學費免除或は給与等の特典が与えられる。次に同会の関係者の主なるものを紹介して見る。

寄宿寮
会長

本校ニハ寄宿寮ノ設備アリ、詳細ハ同寮宛照合スベシ
尚下宿ハ本校学生互助会ニテ紹介ス

國際聯盟日本支部副会長
貴族院議員、法学博士

山川端夫氏

顧問（五十音順）

三菱合資会社顧問、旭硝子株式会社取締役、古河電氣工業
株式会社、三菱銀行監査役

青木菊雄氏

25 記事「財界・政界・学界の第一人者揃ひ 本校奨学会
顧問」

（一九三三（昭和八）年一月二十五日）

奨学会

東京製鋼株式会社専務、八幡伸銅株式会社取締役
貴族院

議員 男爵

赤松範一氏 空輸送株式会社監査役、貴族院議員

橋本圭三郎氏

東京瓦斯株式会社々長、横浜商工会議所会頭、日本商工会議所副会頭、関東興信銀行頭取、

井坂孝氏 株式会社監事

衆議院議員、経済学博士 本校教授

原富太郎氏

太田正孝氏

日本勸業銀行総裁、貴族院議員、法学博士、本校名譽教授

馬場鎧一氏

加藤敬三郎氏

大審院検事、法学博士、本校教授

平井彥三郎氏

上信銀行頭取、東神冷蔵製氷株式会社長、貴族院議員

上郎清助氏

大日本体育協会副会长、古河電気工業株式会社監査役

平沼亮三氏

東邦電力株式会社長、東京電燈株式会社取締役、

松永安左衛門氏

三井物産株式会社取締役 兼文書課長、兼人事課長 日本
製粉株式会社取締役

三宅磐氏

愛国生命保険株式会社専務取締役、法学博士

曇道文藝氏 締役、本校教授

日本石油株式会社長、株式会社新潟鉄工所取締役 日本航

吉井桃磨呂氏

横浜火災海上保険株式会社専務、朝日スレート株式会社取

渡邊同族株式会社副社長 渡邊銀行取締役、東横電気鉄道
株式会社監査役、本校教授

渡邊利二郎氏

(『横専学報』第一九号、一九三三年一月二十五日)

〔前略〕

昭和二年十二月十四日と記憶するが、『横浜貿易新報』に
「横浜市に夜間専門学校生る」と言つた様な見出しで僅か
五行程トピック式に記事が出た時、僕はそれを宝物のよう
に文庫の奥深く蔵つて置いたものだつた。

(一九三八(昭和十三)年)

26 横浜専門学校給費生制度紹介*

三、特殊給費学校

此の部に入るのは、横浜専門学校である。本校に於ては各科を通じて、年々二十名乃至三十名を一般より早目に募集し、之に、校内設置の奨学会が、第一種生には年額百円以内第二種生には年額百円以上三百円以内を給する事になつてゐる。而も、特殊な義務年限がない点に於て、異彩を放つてゐる。之は出来る限り優秀分子を集めんとする考へから出たものである。

(『全国上級学校大観』歐文社、一九三八年)

27 柳沢一雄「想出ばなし(創立時代)」(抄)

〔一九二七～二八(昭和二～三)年〕

—先生にはよく可愛がつて頂いた。ある寒い日等急いで駆付けた仕事着のまゝの僕を事務室に入れて『君を他人とは思わんヨ』と言つて下さつた。その上パンを三切下さつた時は泣けて仕様がなかつた。この恩返しも出来ず未だに御覧の通りである。けれども一面よく怒られた—どう考えても判らん事で怒られた事もある—然し今になると判る。それは十字架を背負う者の愛の鞭である事が。—小林、高柳、樋貝、神保諸先生、それと同窓の温い互助愛—今皆エラクなつて了つたが—あの当時を想い浮べると感無量だ。

一年で境の谷え引移つた—広い野原の中にポツンと一軒建てられた校舎—今十二番教室になつてゐるあれがそれこそ今日の神大を基礎づけた最初の建物である。今まで自転車でも訳なく通えたが今度は久保山の上である。一寸困つた。でも主人に頼んで通うこととした。困つた事に雨が降ると下が赤土で泥つて仕様がない。それも生やさしい辺り方ではなく、自転車を押して行くとテンデ歩けない。泣いて了つた。そこで下のオデンヤのオバサンに頼んで預

かつて貰う事にした。その代り帰りに大枚二十銭也を出しておでんを食う事にした。同窓に話したらとつくに御承知で大いに通ぶりを發揮して居るには驚いた。KやSやH等はイケル口で帰りは必ず寄るようにしていたらしく僕のような貧乏小僧はただ二十銭也が関の山と言う訳である。今は小僧さんでもゆくくは偉くなつて下さいヨ』と、オバサンに言われた事も度々である。—オバサンすみません。あの時の貧乏小僧はただ顔がシワクシヤになつて白髪になつた丈で不相変ボヤくして居ます。どうも申し訳ございません。おでんをおマケして貰つただけで何ともならなかつたんです。—と言つて心の中で詫びて居る。

ただ僕は『正しくあれ』と言われた事と『質実剛健』と、『バイオニアの精神』は必ずしも外したとは思わないといふら慰めて居る次第である。

〔後略〕

(『宮陵会報』第一号、一九五〇年一月一日)

28 草創期の教員や学校の様子を語る座談会*

〔一九二一九三三（昭和四八）年〕

〈出席者〉

森川利雄氏（昭七年商卒）

岡山三男氏（昭八年貿卒）

打海晃氏（昭八年貿卒）

司会 的矢正輝氏（昭十二年貿卒）

〔前略〕

当時の先生方や学生たち

岡山 ボクが横専に入ったのは、スペイン語をやりたかったからだ。就職は始めから決っていたのでね。それでクラブ活動ではラテンアメリカ研究会に入った……。

先生がた、講師陣は大したものだったな。

打海 うん。それにみな、若かったねえ。神川さん（彦松

東大教授）とか、向井鹿松さん（慶應大学教授）とか、当一流だった人もおられたが、大かたの先生方は若かった……。

（卒業記念写真帳を見ながら）この作成委員は、ウマク作つ

たもんだね。

岡山 当時の学生には、変わった人も多かつた……。

打海 横専がよくなつたのは鈴木教官（配属将校）のおかげだと思うよ。生徒がみなキマジメ（生真面目）になつた。鈴木教官が来られたのは六角橋へ移つてからかな。少佐だつたね。専属の配属将校だからビシビシやつた。学生ども米田先生の言うことをききやせんかつたが……若かつたからね。

岡山 徹兵検査の時に、鈴木教官がボクに添書を書いてくれた。それで徹兵司令官の前に呼ばれた時に、横専貿易科とあるが、何をしたいと思っているかと聞かれた。ボクは南米から銅鉱石を輸入したいと思ってますと言つたら、それは大切な仕事だ、しつかりやれと言われ、そのアトでやな、お前は残念ながら丙種合格だ。貿易の面でお国のために頑張れと言われた……。

的矢 先生方の思い出で他に御記憶の方はおられませんか。

岡山 財務論の太田正孝先生。経済原論の中山伊知郎先生。

取引所論の向井鹿松さん。スペイン語の小林さん……。面

白かつたのは英語の五味さん（商大教授）だつたな。江戸つ子のベランメエ口調で、少し教室がざわつくと、ジタバタするねえ、ゴミがたたあ……とね。（笑）

打海 それに坂口さんの商品学がよかつたな。教科書に使つたのも厚い緑色の表紙のいい本だつた。当時、はやり出した合成酒の説明など、今でも印象に残つてゐる。

岡山 創立早々の学校だから、学生に負けん気があつたな。

打海 気風にバイタリティがあつた。横専祭というのを

やつたろう。仮装して街中を練り歩いた……。

岡山 あれを、親戚の者が見に来てね……イヤハヤと驚いていた。

打海 ボクは横専に入つて、卒業して見て何か宿命的なものを感じるんだな。境の谷に辿りついた時は、これが学校かいなと思った……。みな、何か考えたと思うよ。

森川 学校自体が、クラヤミから出て来たようなもの。学生たちは俺たちで何とかしなくちゃと感じた……。ボクは中学（旧制）からすぐ來たんだが、半分ぐらいは一～三年浪人したものが多かった……。勉強する者はうんとする。

遊ぶ奴は徹底的に遊んだ。反町のナニでは、あつちでも、こっちでも米田さんが上つてゐる……。名前を借りたんだな。（笑）

的矢 年譜によりますと、昭和三年四月に花咲町で横浜学院が開設され、十二月に境の谷に移転。翌、昭和四年四月に専門学校令による横浜専門学校と改称して、林校長が就任。更に翌、昭和五年五月十五日に、現在の六角橋に移転しています。

森川 そうだ。境の谷は谷間だつた。銀行論の山口先生がね。（茂氏、当時東商大教授）ある時、教室を変えよう……君らには見えんか知れんが、教壇に立つ俺の方からは、お墓が目の前に見えて感じがわるい、と言われたことがある。

今でも大墓地になつてゐるが、ヤキ場もあつた……。（笑）

岡山 そうか。ボク等の入つた一ヶ月あとに移つたんだな。的矢 そうです。森川さんは一年ちょっと、境の谷におられ、二回の方は一ヶ月いた……。

岡山 境の谷は、これでも学校かいなと思ったもんな。

打海 学生も少なかつた……。

森川 六角橋に移つて、門を入つて左側に大講堂があつた

ろう。あそこで、上原先生（専禄氏当時東商大教授）が実

に熱心な講義をされた……。二時間の講義だが、一時間経

つとちよつと廊下に出られて、タバコを一服吸われ、すぐ

又入つてこられ、休憩時間も何もおかまいなしにすぐ講義

を続けられた。いい授業だつたなあ。戦後、昭和二十四年

ごろだつたかな、大学昇格の時には、審査委員として御尽

力頂いた……その時ウチの学校に来られて、ほんとに、な

つかしそうに、校舎を見ておられたのを思い出します。私

は卒業生理事として御案内した……。

打海 上原先生は中山先生のあとに来られた。

的矢 上原先生は、私たちの時には、商業政策の講義をされ

ました。名講義のおかげで本を読む意欲をかきたてられ、

随分、本を読みました。

打海 中山先生は当時ハイカラでね。新進の商大助教授で、

大きなエリのダブルの背広でサッソウとしておられた……。

森川 一番困ったのは美濃部先生だつたな。今の都知事の。

再生産原理の講義だつたが教室へ入るとすぐ方程式を書い

てその説明。その次もまた同じこと……結局、一年間習つて、何だか判らなかつた……。

打海 ボクらは習つた覚えはないな。

森川 戦後、ユカタをYシャツにして着ておられたのを見たことがある……。

的矢 森川さんは、横専をどこでお知りになつたのですか。

森川 ボクは高商を受けて落ちたんだ。浪人しようと覚悟

していたところ、知人からこういう一流講師の来る学校が

出来るが、行つたらどうかと奨められ、なるほど、立派な

先生ばかりだと思つて入つた。

的矢 商大、東大、中大の先生がほとんどでしたからね。

森川 私は商科だつたから、商大（現、一橋大）の先生が

多かつた。

打海 私も森川さんと同じく、浪人しないで入つた。わた

しや、英語と数学に自信がなかつたのでね、旧制高校はや

めた。地方で試験を受けられたこともあつて……やはり横

專に縁があつたんだね。入つて見たら、年とつた兄貴連中の

のような者ばかり。しかし気持のよい連中だつた。達観し

ていたようだったな。家庭も良かつたんだろう……。

森川 時代がコセコセしていなかつた……。

打海 環境は良かつたと思います。

〔後略〕

(『宮陵』第二八号、一九七九年三月)

も肯けるであらう。
郷里は九州小倉市、出身校小倉中学の波多野校長も「本校のレコードだ」と大喜びの手紙を寄せた。本校では在学中特待生で通した秀才、弁論部委員で同部を牛耳つてゐる。弁護士希望だが年齢が不足なので先づ司法畠を志す筈になつてゐる。同君の抱負は――

29 記事「恐らく最年少 二十歳で大里君 高文の難関パス 法学科在学中の秀才」

(一九三三(昭和八)年一月二十五日)

外国语に自信をもつてゐたので、外交官を志してゐたのですが、法律をやつてゐるうちにすつかり法律の興味にひかれてしまつたのです。民事訴訟がやつて面白いやうだしこの方面に進みたいと思ひます。

恐らく最年少であらう。大正二年生れ満十九歳の身で、國家試験の最難関昨年度高等試験の司法科を素晴らしい成績でパスした学生——本校法学科三年に在学中の大里吉雄君がそれだ。同科は昭和五年の創設で本年初めて第一回卒業生を出すが第一回のたゞ一人の高文受験者である。教員

次に、何故に横専を選んで入学したか、同君の驚嘆すべき意見は次のとほりだ。

学校を選ぶのに、歴史とか名前などにとらはれるのはどうでしやうか。どんな先生がをられるかも知らず、また知らうともせずに入学する学生が多いのではないでしやうか。それから収容する学生が多過ぎはせぬか。帝大などでは拡声機を使つて講義してゐることですが……
で私は第一に教授が斯界の権威ぞろひであり、入学者が
中に数名の高等試験委員が居る同科が国家試験志願者にとつていかに効果的な授業を為しつゝあるかはこれによつて

極めて少いといふ点で横専を選んだのでした。果して私の予想は的中したとでも申しましやうか、有名な先生がしかも個人教授のように講義も質問もさし向ひですし、恐らくこれ以上の勉学の方法はないと思つてゐるのです。こんどの試験については、まだ卒業してゐないので予備試験から受けましたが、林校長はじめ各教授も私以上に心配して下さつたので、合格したのも全くそのおかげだと思つてゐます。(東京日日新聞より載録)

(『横専学報』第一九号、一九三三年一月二十五日)

近代の社会生活に於ては、人間の文化的機能が、著しく多様となり、一切の事象が急湍の如く奔流するから、其等を対象とする各文化科学が帰趣する処を失ひ、変化と流転を貫く永劫のロゴスを把握することのできない危険に曝されて居る。然し、人間の生活と専門がどれ程細密に分化しようとも、学徒の使命は、真に価値ある文化を創造して、全体社会たる国家に奉仕する以外に存在しない。従て文化科学の研究は、単に環境の誘引と外部機縁に触発されて然るべきものではなく、衷に精鍊純化された指導精神と、外に現実に即した生ける生活体験を必要とすることは、今更改めて云ふまでもない。

希はくは、生ひ立ちの日浅き「商経法論叢」が相互の親交を温め、混乱せる体験と思惟を整理し、文化創造の情熱を喚起する権威ある論叢として、成長せんことを祈る次第である。

昭和十三年十二月

横浜専門学校長

今回本校教授並びに講師諸君の努力の結晶として、「商経法論叢」が搖籃に上つたことは、甚だ欣快にたえない次第である。

法学博士 林頼三郎

30 林頼三郎『商経法論叢』発刊の辞*

(一九三八(昭和十三)年十二月二十三日)

発刊の辞

今回本校教授並びに講師諸君の努力の結晶として、「商

（『商経法論叢』創刊号、一九三八年十一月）

く、節度正しく元気よく、二時間に亘る授業を美事に行つて大成功を以て終つた。

31 記事「輝く母校の名誉 『全国英語教授研究大会』に於て 本校江本教授の教授実演」

（一九三六（昭和十一）年十月二十五日）

学に於て、今年度の「全国英語教授研究大会」が開かれ、本校江本教授の本校生に対する英語授業の実演が行はれた。

此の日会場の講堂には、全国より集り来れる大学、専門

学校、中等学校の英語教授の権威者数百名の外に高師、其他の学校の学生数十名も特別参観し、本校よりも米田先生、篠田先生、亘理先生其他生徒十数名が参観せられた。

実演は十時三十分より始まり、出席したのは一年の商科、貿易科よりの四十数名で、平常学校で行ふと同様な授業を

受けた。何の準備もなかつただけに少し心配だつたが、結局身についてゐる実力の問題で、間違へても悪ひれる所な

る実力殊に発表力は、他校の如く数名の者のみが飛びぬけて上手であつて他の者は殆ど無力であると云う様なことなく皆揃つて進歩してゐるので、全体として見る時は他校の比較にならぬ程優れてゐた。

二時間に亘つての長い時間、参観者は授業の真剣さに擊たれた如く、熱心に觀察せられてゐた。授業が終つて拍手に送られて学生は退場し、米田先生が簡単に挨拶の辞を述べられたが、参観者各位は何れも本校に対する認識の度を深めて横専の名を強く印象づけられたこと、思はれる。

（『横専学報』第五六号、一九三六年十月二十五日）

32 昭和七年度教練査閱所見

(一九三一(昭和七年))

密集教練ニ於ケル前後ノ重ナリ未タ十分ナラス 又側面
縦隊ノ方向変換ノ際軸翼ニアルモノニシテ小歩ヲ踏マサ
ル者アルハ適當ナラス

昭和七年度教練査閱所見

閱兵

概シテ可ナルモ注目ハ一層活眼ヲ以テスルヲ可トス

第一学年

各個教練

助教助手欠点ヲ発見セハ迅速的確ニ且ツ活音ヲ以テ之ヲ

矯正スルコト

立射ノ据銃ニ於テ左掌ノ銃床ニ密着セサルモノ比較的多

シ又食指ヲ引鉄ニ掛ケル程度ハ一般ニ浅キニ失ス

速歩行進ハ一般ニ勇往邁進ノ氣概十分ナラス

分、小隊密集及疎開戦斗教練

密集小隊ヲ指揮スルニ當リ小隊長ノ位置選定適當ナラサ

ルモノアリ

小隊疎開セハ分隊長ハ一層的確ナル号令ヲ以テ部下ヲ掌
握スルコト

中隊長ノ動作ハ概不可ナルモ整頓ノ際「直レ」ノ号令ヲ
下スコトナク位置ヲ移動シテ整頓ヲ正スハ適當ナラス

伏射ノ姿勢ハ一層□ヲ打起シ膝射ノ姿勢ハ更ニ堅確ナル

ヲ要ス

分、小隊疎開戦斗教練

分、小隊長ノ動作中射撃目標ノ指示ハ一層的確ナルヲ要ス
兵トシテノ動作中 前進中障礙物、遭遇セハ隣兵互ニ相
援助シ迅速ニ通過ヲ計ルヲ要ス

中隊密集教練

整頓ニ於ケル中央後尾小隊ノ整頓翼ノ分隊長ノ重ナリハ

一般ニ不十分ナリ

兵トシテノ動作中担銃ノ甚シク不良ナルモノニ、三アリ
シハ遺憾ナリ

分列

氣勢充実シ整齊ニシテ可ナリ

(土)日九廿月五	(金)日八廿月五	日時	野當地	方針	昭和十二年度 第一次(第三学年)野外演習計画表 横浜専門学校
		午前	富士駒門廠舎	午後	課目
三、二、(基礎的)小隊戦闘教練 御戦闘 小隊ノ攻撃防	一、(基礎的)分隊戦闘教練 四、戦備行軍 正午廠舎着	一、午前六時 横浜駅集合 二、午前六時四十二分 横浜駅出発 三、午前九時五十二分 御殿場着			環境異ナル地形ニ於テ平素校内ニ於テ実施シ得ザル各種演習、殊ニ新戦闘方式ノ基礎的演練ヲ行フト共ニ、艱苦欠乏ニ堪ヘ、規律アリ且ツ軽快ナル団体的活動ヲ演練シ、朝夕雄大ナル富嶽ノ靈峯ヲ仰望シ、大自然ノ琴線ニ触レ、居常修養セル精神力ヲ發揮シ、以テ精神的訓練ト相俟チテ其ノ指揮技能ノ向上ヲ図ルニアリ
二、夜襲ノ動作(対抗)	一、陣中勤務 尖兵及尖兵中隊ノ動作(追撃退却) 二、夜間演習	二、戰闘各個教練(基礎的) 三、夜間演習(対抗) 前哨勤務	一、廠當設備 二、戦闘各個教練(基礎的) 三、夜間演習(対抗) 前哨勤務	一、編成八別三示ス 二、出発迄三研究スベキ事項 1.軽機関銃ノ射撃指揮 2.擲弾筒ノ射撃指揮 3.小隊長及中隊長トシテノ指揮法 4.陣中勤務	摘要
五四三 幹部八別三示ス	空砲八現地ニ於テ配布ス 服装着用	歩哨掛、下士哨、小哨長、尖兵長、前哨中隊長及 尖兵、中隊長トシテノ動作			

33 昭和十二年度第一次(第三学年)野外演習計画表

(一九三七(昭和十二)年)

催考	(月)日一卅月五	(日)日十三月五
	一、非常呼集 大隊密集教練 午前八時七分	二、中隊戦闘教練 中隊攻撃防衛 大隊密集教練 野戦重砲兵演習見学
天候其他ノ関係ニヨリ変更スルコトアルベシ	三、御殿場發 三島野戦重砲 兵聯隊見学 午前十一時卅 七分(第一回) 三島発 六、戰備行軍(駒門 —御殿場間)	四、午後一時五十分 (第二回) 三島発 三、午後一時五十分 (第一回) 横浜着 四、閻兵分列 解散 横浜着
	五、御殿場發 三島野戦重砲 兵聯隊見学 午前十一時卅 七分(第一回) 三島発 六、戰備行軍(駒門 —御殿場間)	二、午後一時五十分 (第二回) 三島発 三、午後二時卅八分 (第二回) 横浜着

34 記事「発刊に当つて」

(一九三〇(昭和五)年七月十日)

夏！ 夏！

学校はあらゆる団体と、もに一つの有機體である連続した生命を有する共同体である。それは成員の力あり熱意ある

35 記事「各部抱負を聞く」(抄)

(一九三〇(昭和五)年七月十日)

力強き第一歩

蹴球 日置光明

其は男性の讃美謳歌の的である。山に海に誘惑の手はあくなく延びる。外交史上幾多の有名事件を残せし横浜の東部、

東横電鉄を東に見る事約二丁、六角橋の一角に木の香も新

支持に俟つて成長する。本報は此の団体が自己を外界に実現する一つの手段であり又実現そのものである。今此創刊号を輯むるに當つて与へられた非常な期待と支持とは其半数以上を割愛せねばならなかつた原稿の洪水となつて我々の意を強からしめた。我校の發展と、もに益々隆盛となるべき此学報に弥まさり行く将来の後援を期待して止まない。

(『横浜専門学校学報』創刊号、一九三〇年七月十日)

しき校舎、共に新しき我が蹴球部も今や部員の覇気により堂々と中原の野に勇ましく乗り出さんとして居る。

笠揃へ勇氣凛々として力強き第一歩を踏み出さんとして居る。〔中略〕

緑濃やかなる四圍の草木にはぐまれ、石をも溶かす真夏の太陽、總て此等の自然に親しみ浩然の氣は自ずと青春の血漲る我等の象徴となりて湧き出するのである。

我等は未だ一介の学徒の身、世の辛酸をも知らぬ、然し此等に備ふる何物かを持たねばならぬ。やがては学終りて社会に出ずる我等、此の時にあたりて社会は如何なる我等を要望するであらうか。

当蹴球部の最も尊ぶは紳士的態度と共同一致の精神である。

『時は金とか』時間は間断なく過ぎ瞬間は火華す、こは何か、即ち人生といふ。

此の人生を何によりてイロドリ、意義有らしめんとするか。此の時此處に万難を排して奪い立つたのは我が蹴球部である。其の陣容寡兵ながらも今や熱血燃ゆるが如き十五の陣

登高者の榮

山岳 井上隆保

僕等が幾多の経験もなく、斯様な山岳部を構成するのは生意氣の様であるが、兎に角茲に横浜専門学校健児の為ひいて母校の向上発展を期して呱々の声を上げた事は部員一同は勿論学生一同の歓迎すべき事と思ひます。

我山岳部は今年即ち昭和五年初めて其活動を為さんとする物で有りますが、遺憾ながら校友会経済上の影響の為其目覚ましき戦跡も如何と危まれ内心満足ならざる点があります。而し乍ら我等は之により退歩する物では有りません、

否より以上の勇気と努力とを以て経済的欠陥を利用し大いに活動して見たいと思ひます。而して我部は今将に限りなき希望と限りなき努力を以て山岳の一角に雄姿を実現せんとして居る物であります。抑々山岳部なる物は肉体的に於てはた□精神的に於ても嶄然他の部に頭角を現はしてゐる

物と信じて已みません。殊、若き血溢る、横専健児の賢明なる歩調は森羅万象の如き極めて向然的なる物と同時に、人的□□□□衷して此の大地を踏みしめ或る光明を捕へんとする旅人の其れであります。此の旅人の道程には種々様々の艱難辛苦が伴ふだらう。或る時は嵐と戦ひ或る時は飢に攻められ遂には目指す光明を捕へ勝ち得た雄将の如く微笑むだらう。吾等は之の旅人と少しへとして異なる所有るを認めません。マウンテニアードが山岳を征服するとき、之も亦同じく幾多の苦痛と経験を積みて始めて征服者たるを得、限りなき満足が彼の顔を掩ふであらう。彼を觀察して見るとき精神的と肉体的に非常に大なる或る何物かを獲得するであらう。此處に山岳部の有意義と重大さが存在するを見る為であります。

我々は現に有らゆる方面に於て今將に山岳の一角を登りつゝあるマウンテニアード其姿である。世□成功者は彼が山岳を征服する如き道程を辿り遂に征服者の位置を占める為である。故にマウンテニアリングは我吾□人格養成の階段と云い得よう。吾等が自然に対□る時其処に非常に雄大な

デリケートな力を感ぜずには居られない□あらう。万物は生々育々として一刻一刻成長して行き夫々目的に向つて正直に進んで行く。此処に或神秘的な人間の感情と自然の融合を見る。其処に宗教があり吾等が心を清める物が有らねばならない。此の見地から見てマウンテニアーリングなる物は宗教を生み出す物である。其処に吾人が山岳部の重大なヴァユーポイントが有る。吾等は自然を讃美すると同時に愛する山は常に吾等がマウンテニアードを待望し而も微笑を投げかけてゐる。吾等の胸は跳る行け若人！

再び僕は云ふ如何に少なりとも目標は白熱してゐる。努力せよ吾が部の為に学校の為に。吾部の発展を期して已まざるものである。

英語部

大島久甫

英語部の部報を雑誌部の方から請求されまして、皆様に代つて拙い筆を走らせる事にしました。

顧みますれば我が英語部が学校創立當時幾多困難の岐路に

立つて、齊藤兄の御尽力と加ふるに松本先生の奉仕的御援助とに依りまして、目出度孤々の声を挙げましたのは實に昨年五月の末、四方の山々早新緑に活々とその姿を彩り始めた頃であります。爾後月を数ふる事十三度、其間精神的困惑と乃至は財政的窮乏など到底筆紙に尽し難い艱難に面し乍らも漸進的發展を告げ、殊に新学年の始まるや部員総數實に七十名になんなんとするの隆盛に達し得ました事を、一重に部員諸兄の御理解と担任諸先生の御援助の賜として私の心から感謝する所であります。次に英語部の日記とでも申すものを掲げて部報に代へさせて頂きます。

四月三十日 部員募集を〆切る

五月二日 パジエット講師を会話科担任としてその教授を仰ぐ事となり当日は英國貨幣についての講話あり

五月三日 新旧部員懇親会を開催す

五月九日 パジエット講師よりイヂオムの教授を受く

五月十日 松本教授担任の訳讀本日より開始す

五月二十四日 松本教授の訳讀研究

五月三十日 パジエット氏よりイヂオムの教授を受く

- 五月卅一日 松本教授の訳讀研究
- 六月六日 パジエット講師の会話を開始す
- 六月十三日 パジエット講師の会話
- 六月十四日 松本教授の訳讀研究、夜七時より開港記念会館に慶大の英語演説を聴く（希望者のみ）
- 六月十七日 横浜商業専門学校に同校及同志社大学聯合英語演説を聴く
- 六月二十日 パジエット講師の会話
- 六月二一日 松本教授の訳讀研究
- 六月二七日 パジエット講師会話
- 六月二八日 部員章を注文す
- 以上で第一学期中に於ての研究事項及他の主なる事項は尽きてゐますが、更に我英語部が第二学期の初頭を飾るべく、今や英語演説会の準備に忙殺されてゐる事をお知らせして筆をおきます。
- 〔後略〕
- （『横浜専門学校学報』創刊号、一九三〇年七月十日）

(一九三二(昭和七)年十二月十五日)

後記

- ◇ 第二号を発行してから一年半、とにかく第三号を産み出すことが出来た。それすらも予定よりは余程遅れた。これは必ずしも雑誌部の怠慢のみに帰すべきではなくその間のいろいろの関係のあつたことを諒されたい。
- ◇ 応募原稿四十篇、その中から量よりも質と云ふモツトオで選んだ。上乗な出来栄へと自負するものではないが吾々の最初の意図が或程度に実現され、外へ出しても決して恥しいものではないと信じてゐる。
- ◇ 前野部長と久武先生はお忙しい中を短時日にも拘はらず快く稿を寄せられた。厚くお礼を申しあげる。
- 学友諸兄の投稿の中には労作と認められたものも多数あつたが、そう云ふ諸君の期待に副ひ得なかつたのは遺憾だ。次号での活躍を望んで已まない。
- 法学科の諸君は割に奮はなかつた。これも次回を期待してゐる。
- ◇ 石川君、中村君、鈴木君、何れも労作であることに変りはない。精読を乞ふ。宮崎君の歌論は有意義な提唱であり相当読みごたへのするもの、君の歌には新鮮な感情と感覺が盛られてゐる。大西君の消費組合小史と十川君のファシズム論は時節柄興味のある題目であると思ふ。鈴木君の創作には老練な手法と觀察が窺はれる。これ以外に創作でいゝものがなかつたのは淋しい。國友君の翻訳は好個の掌篇。濱田君のもの、原田君のもの、その他他の詩歌、共に愛読を願ひたい。
- ◇ 「岸壁」と改題した。応募題名の中に「岩壁」と云ふのがあつたが横浜に因んで特に岸壁とした。岸壁の如くガツチリと——それが吾々の念願である。
- ◇ 次号は来年六月頃出す予定である。今度の不備はその時補ひたいと思つてゐる。新しい年紀を迎へるに当り諸兄の精進を禱りつゝ。—S—
- (『岸壁』第三号、一九三二年十二月)

37 記事「東京箱根駅伝競走 新春初頭の大熱戦に 万丈
の気を吐く 新参加の誉高し」

(一九三六(昭和十一)年一月二十五日)

第一日

「横専健児此所に在り」の意氣を示し各方面より絶大の称讃を博した、経過概略左の如くである。

本校競技部多年の懸案として本年始めて参加した報知新聞

社主催第十七回東京箱根間大学専門学校駅伝競走は新春

劈頭の一月四、五日の両日にわたつて華々しく挙行された。

日本長距離界の全精銳をすぐつて、十四校百四十名の選手が東京箱根間百五十哩を興奮と熱と血を以て塗りつぶした。

尚記録順位左の如し。

第一区横山君一時間三十分二秒、第十四位

第二区中野君一時間二三分三秒、第拾四位
第三区村上君一時間二三分三四秒、第拾四位

第四区金子君一時間二三分四五秒、第拾一位
第五区金君一時間四一分四一秒、第三位

文理大常松、慶大星野等を抑ふ。

第六区古屋君一時間三五分二〇秒、第拾三位
第七区山田君一時間二八分三五秒、第捨一位

この駅伝は回を重ねること十七回、三度連覇する者無しといふ大激戦大争覇戦である。本年参加せる者は初参加の本校を始とし、日大、早大、中大、慶大、法大、文理大、専修大、明大、日歯、拓大、東洋大、立大、農大の十四校であつた、戦ひは、日大と早大との首位争ひの結果日大二年連覇の夢成つた。本校チームは多くのハンデーキヤップを負ひつゝ之等大豪連に伍して堂々の陣を張り、一時は立教を抑へて氣を吐いたが戦は利あらずして涙を呑んだが、

第八区高畠君一時間三〇分二五秒、第拾二位

第九区柳川君一時間二一分三秒、第捨三位

第十区木村君一時間三六分四九秒、第拾四位

往路タイム七時間三分五三秒、第十三位

復路タイム七時間三二分一二秒、第拾三位

総タイム一五時間四分五秒、第拾四位

かく敗れたとは言へ、報知講堂に於ける閉会式に際し報
知新聞小島運動部長は「横浜専門学校は敗れたりとは言へ
実によく戦ひ、新参加チームとしては古今類を見ざる好成
績であつた」と絶大の拾辞を我に呈したのであつた。
(ママ)

(『横専学報』第四九号、一九三六年一月二十五日)

左にそのスコアーを記す。

十一月十五日

対関東学院戦 九対零勝

十一月十六日

対高工戦 一対零敗

対Y校戦 十三対零勝

38 日置光明「ア式蹴球部報 横浜カレツヂ、リーグ主催
市内五専門学校リーグ戦々績」

(一九三一(昭和六)年二月二十八日)

(『横浜専門学校学報』第三号、一九三一年二月二十八日)

肌寒い風を漸く聞く様になつた霜月の半ばより行はれた

リーグ戦は師走の満二旬迄掛つた。とりはけ意氣込んで居
た我々は如何に前日関東学院と戦つて居るとは言へ、高工
に敗れた時にはなんとなくうつろな希望が胸に込みあげて
来た。熱心な事応援をして下さつた多数の諸君には申し訳
がなく、あまりにも夢が大きかつたのか幻滅の悲哀感を遺
憾なく味はつてしまつた。とまれこれが原因して高工は優
勝した。最後の高工対高商には三対三の引分けで高工第一
位、本校第二位、高商、Y校、関東の順次で戦ひは幕を閉
じた。

39 記事「在浜五専門学校 新聞聯盟結成近し」

(一九三一(昭和六)年七月十日)

学生新聞の向上発展を目指す在浜専門学校に依つて組織されんとして居る、学生新聞聯盟の第二回準備委員会は六月二十五日午後四時半より、横浜高工會議室にて開催された。本校よりは商科三年高野君、法科二年の大里君が委員として出席した。当日の参加校は、本校及び高工、関東学院高商部の三校で高商と横商専の二校は已むを得ざる事情のため欠席、高工の吉田氏列席のもとに今後の方針に就いて協議し後第一回準備委員会にて決定された規定草案を中心として、午後九時迄熱心に討議された。斯くして決定された草案は近く三校代表に依つて高商、横浜商専にもたらされ充分其の了解を得て更に準備は進めらるゝ予定であるから近く学生新聞聯盟は実現の運びに到るであらふ。

(『横専学報』第六号、一九三一年七月十日)

40 記事「新陣容の寄宿寮を語る 一寮生」

(一九三一(昭和七)年五月二十五日)

吾等が自治の殿堂！

寄宿寮は今や、一般学生のあまり認識せざる且又恵与せられざるある意味深き寮生活の真髓を把握せんとする新寮生を擁し澆漑たる清新の空気が横溢してゐる。

内容外觀共少し大袈裟ではあるが画時代的な改革がなされつゝある事は諸君の注目を必要ならしめてゐる。

平山寮監の御指導の下にどこまでも寄宿寮の真使命に邁進せんとする寮生の意氣と熱にも祝福すべき将来の多幸が約束されてゐる。

かくてこそ本校スピリットの粹は先づ寄宿寮に建設せられるであらうと謂ひ得るのである、尚今度初めて全寄宿寮を北寮、南寮、西寮の三寮に分ち寮生徽章を制定せられた。茲にも又特記すべき意味と目的とが存するのである。

四月三十日、樋貝寮長をはじめ諸先生の御来賓を辱うし、年中行事の一として寮祭が行はれ、その盛大と云うか何

んと云うか、すべて言語に絶するある愉快なる印象を味

ひ、寮生の親睦をより深く刻み得た事を今なほ喜ぶ次第で

ある。而して今後寄宿寮がそれ自身の為、将又学校の為如何なる活躍を為すかは諸君の期待して可なる処であらう。

(七・五・五)

(『横専学報』第一三号、一九三三年五月二十五日)

答。

寮生活の一日。

×寮生は早起きださうですね

◇早くないね。儂の主張は日の出と共に起きて勉強しろと云ふのだが、中々さうもゆかない。起床六時、校庭集合、東方遙拜、挨拶交換、ラヂオ体操又は散歩、七時朝食、八時登校、十二時昼食、三時半から入浴、五時夕食、七時自習始まり、十時閉門と云ふところだね

×門限に遅れてお目玉を頂戴する者はありませんか。

◇絶対に無いね。(底力をこめて云はれる。)

×南寮の柴垣を飛び越えるのは流行りませんか。

◇冗談は困る。見てごらん垣根を。(えらい自信あり気に指される)たとひ門限に遅れたとしてもさ、正門から堂々と帰れぬ様ぢやお仕舞ぢやないかネ。寮生は皆儂の主張を解つて呉れとるよ。その点、信用し給へ。

寮生活の信条

×時に寮生活の信条と云ふものが有りましたら

◇信条なんて抽象的なものは書いても役に立たぬ。然し無

ノツクして寮監室に入れれば狭苦しい室には、哲学科担当の永吉教授が静かに読書に耽つて居られる。以下記者との問

理に云ふなら寮は下宿屋の代りではなく、横専精神の修練道場としての使命を有つのだから、真剣なる勉学、強健なる身体、穏健なる思想の三つが寮生達の目標になつてゐる。

何と云つても家庭生活の延長だから難しい理論は後だ。要是子供を寮に頼んでゐる 云ふ父母の安心と信頼とに酬ひねば相済まぬのだよ。

×寮生と云へば学校でも友達仲間でも信用が有りますね。

◇どうだか知らぬ。色々あるだらう。

×先生を手古摺らせる様な剛の者も時には居ますか

◇時には居つても可愛いが皆素直で純良な寮生ばかりだね。

寮の年中行事

×今でも一日遠足や対寮競技はありますか

◇ありますとも。一層元気でやつてるよ。君達もやつたねー。それ入寮歓迎の江の島鎌倉遠足が春でせう。それに汐干狩、寮祭ね。秋には対寮の各種競技会、(註、野球、卓球、陸上競技、角力、囲碁、将棋等で寮監カップの争奪戦で血を沸かす)これが素晴らしいね。三学期の送別会分散会で終

りだ。

×茶話会はどうですか?

◇羨しいだらうー。今は毎月一回やるよ。

×時には特別に参加さして貰へまんか?

◇いけないよ。内輪丈けの懇親会だからね、番茶と塩煎餅に酔ふてくると氣焰万丈、隠し芸や得意の剣舞、自慢の音頭や流行歌?どこから覚えてくるのか知らんが皆やるもんだね。然し之は内輪丈けのもので誰にも傍聴禁止さハハ

……

×熱が昂じてるとストームにはなりませんか?

◇絶対にならぬ。ストームをやらぬのが寮の伝統だ。

さうだ、嘗て伝統を破る計画をしたのは君達ぢやなかつたかネ。

×違ひますよ。そんなことありませんでした!!

下宿屋欠乏と其対策

×今年など下宿がなくて困りましたが、来年は寮の拡張をやりませんか?

◇そんなこと僕には解らぬ。云フても空論になる。然し学

監は将来、寮生活改善の大抱負を有つて居られる様だから実現したら皆が助かるだらうな。

昼食時間でも。ピンポン室では熱戦が続いて喊声が上つてゐる。如何にも賑かだ。寮の委員を摠へて一寸聞いてみる。

×寮生は真面目だね。

○真面目で無邪氣で心から打ち解けて、本当に皆が喜んでゐる。今年などこの気持でいつたら来年三月には分散するのが今年以上につらいだらうと思ふよ。

×病人は出ないか？

○まだ一人も出ないね。勉強はするし、運動もやるし下宿の様に不足はないし皆喜んでやつてるよ。

×寮監からは時々怒られるかね。

○怒られる様なことをしないぢやないか。寮監は小言は云はないが、共に喰ひ、共に風呂に入り、共に相談する人だ。

時々無理を云ふていつても一応皆聴いて呉れる。そして「でもネ君！さうばかりはゆかぬ……」と云つて最後にニッコリ笑はれると、もう此方の負けで、「宜しうございます、判りました」と引下がるのが常だよ。

×大分寮監も変つて來たね

○教室で講義する時は別の感じだね。むつかしいことは何にも云はぬ徳治主義だね。そこに寮生が信服してゐるんだよ。

北は樺太北海道から、南は台湾、西は北鮮、大連からまでも來てゐる寮生合せて百名だそな。「横専生は先づ寮生から」と云ふ標語の実現を期してゐる。寮生達が眞に学生の中心をなして学風の建設と向上とに精進して立派な寮生となることを祈りつゝ辞去した。

（『横専学報』第八二号、一九三九年五月二十五日）

42 記事「遺業燐たり！ 社会へ巢立つ吾等のパイオニヤアス」

（一九三二（昭和七）年一月十五日）

創業の苦難茲に三ヶ年我等の学園にも実が結ばれた。先輩の無い学校程肩身の狭い事は無いものである。第一に社会

的に批判される尺度が無いからである。勿論この尺度たる

卒業生の価値に依て其の後全部を批判する事は出来ないだ

らうが、或る一部を以て全般を見る事も亦一応肯定さる可

き事と思ふ。この意味に於て我が学校が今年始めて第一回

の卒業生を送ると云ふ事は非常に嬉ばしいことである。だ

が只単に漫然と嬉び舞ふ事のみを以て終始する訳にはゆか

ないのである。實に本年の卒業生の責任たるや重且大であ

る訳だ。一良く十を制すると云ふが、我が母校をして偉大

且つ社会と云ふ地中へ広汎なる根を張らしめる為には、其

の最初に鍵を入れる者の双肩にかゝつてゐるのである。一

方には最初の卒業生としての重責を負つて衆人注目の的と

なり、一方校友会各部の産みの親育ての親として常に荆棘

の道を辿り各部今日の隆盛に導いた、我等のパイオニヤー

スの偉大なる功績と努力とに対する満腔の謝意を表するものである。茲で我等が学報を通じて諸兄を紹介する事も満

更意義の無い事でも無いと思ふ。

(『横専学報』第一一号、一九三二年一月十五日)

43 横浜専門学校同窓会設立趣旨および同窓会会則(抄) *

(一九三七(昭和十二)年六月)

同窓会設立趣旨

学校発展の要諦は学校経営の適切に加ふるに卒業生の活躍に俟つもの頗る大なるものあり

而して学校発展の余沢を蒙る者は卒業生のみに止まらず在校生にも及ぶ事喋々の要なし

卒業生の活躍は勿論各自の努力によるものなりと雖も同窓会の活動に俟つもの亦多々あるべしと信ず

是れ本校同窓会の設立を必要とする所以にして在校生諸君も進んで入会せられ本会の基礎確立に寄与せられん事を切望す

横浜専門学校同窓会々則

第一章 総則

第一条 本会ハ横浜専門学校同窓会ト称ス

第二条 本会ハ本部ヲ横浜専門学校内ニ置キ支部ヲ便宜ノ

地ニ置ク

第三条	本会ハ会員相互ノ親睦ヲ図リ会員ノ品性及知識ノ向上鍊磨ニ資スルト共ニ横浜専門学校ノ發展ニ貢献スルヲ以テ目的トス	行為アリタル場合ハ会長之ヲ除名スルコトアルベシ
第八条	特別会員及名誉会員ハ会費負担ノ義務ナク総会ノ議決ニ参加セサルモノトス	特別会員及名誉会員ハ会費負担ノ義務ナク総会ノ議決ニ参加セサルモノトス
第四条	本会ハ前条ノ目的ヲ達スル為左ノ事業ヲ行フ 一、毎年一回会報ヲ発行シ会員ニ配布ス 二、隨時講演会、講習会等ヲ開キ知識ノ普及ヲ図ル 三、本部ト支部トノ連絡ヲ緊密ニシ会員ノ社会的活動ノ便ニ資スルコト 四、其ノ他前条ノ目的ニ適当ト認ムル事項	本会ハ前条ノ目的ヲ達スル為左ノ事業ヲ行フ 一、毎年一回会報ヲ発行シ会員ニ配布ス 二、隨時講演会、講習会等ヲ開キ知識ノ普及ヲ図ル 三、本部ト支部トノ連絡ヲ緊密ニシ会員ノ社会的活動ノ便ニ資スルコト 四、其ノ他前条ノ目的ニ適當ト認ムル事項
第九条	本会ニ左ノ役員ヲ置ク 会長 一名 副会長 二名 評議員 若干名 常議員 若干名 監事 二名	本会ニ左ノ役員ヲ置ク 会長 一名 副会長 二名 評議員 若干名 常議員 若干名 監事 二名
第五条	本会正会員ハ横浜専門学校ヲ卒業シタルモノトス但シ本校ニ二ヶ年以上在学シタル者ニシテ評議員会ノ推薦アリタル者ハ会長ノ承認ヲ経テ会員タルコトヲ得	本会正会員ハ横浜専門学校ヲ卒業シタルモノトス但シ本校ニ二ヶ年以上在学シタル者ニシテ評議員会ノ推薦アリタル者ハ会長ノ承認ヲ経テ会員タルコトヲ得
第六条	本会ニ特別会員及名誉会員ヲ置ク	本会ニ特別会員及名誉会員ヲ置ク
第七条	横浜専門学校ノ役員及職員ハ特別会員トス 横浜専門学校又ハ本会ニ対シ功劳アリタル者ハ評議員会ニ諮リ会長之ヲ名譽会員ニ指名スルコトヲ得 会員ニシテ会則ニ違反シ又ハ本会ノ名譽ヲ毀損スル	横浜専門学校ノ役員及職員ハ特別会員トス 横浜専門学校又ハ本会ニ対シ功劳アリタル者ハ評議員会ニ諮リ会長之ヲ名譽会員ニ指名スルコトヲ得 会員ニシテ会則ニ違反シ又ハ本会ノ名譽ヲ毀損スル
第十四条	評議員ニ欠員ヲ生シタル場合ハ次ノ総会ニ於之ヲ指名ス	評議員ニ欠員ヲ生シタル場合ハ次ノ総会ニ於之ヲ指名ス
第十五条	補欠選挙ヲナス	補欠選挙ヲナス

- 第十五条 評議員、常議員及監事ノ任期ハ二ヶ年トス
補欠選挙ニヨリ就任シタル役員ノ任期ハ前任者
ノ残存期間トス
- 第十六条 会長ハ本会ヲ代表シ会務ヲ統轄シ且会員総会、評
議員会及常議員会ヲ招集シ其ノ議長タルモノトス
- 第十七条 副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ之ヲ
代理ス
- 第十八条 評議員会ハ毎年一回之ヲ開催ス
評議員会ハ常議員及監事ヲ推薦シ総会ニ付議ス
ヘキ事項其ノ他重要ナル会務ヲ審議ス
- 第十九条 常議員会ハ隨時之ヲ開催シ会務ヲ執行ス
- (裏面ニ続ク)
- 〔中略〕
- 第二十条 監事ハ本会ノ会計ヲ監査シ之ヲ総会ニ於テ報告ス
- 第四章 総会
- 第二十一条 本会ノ通常総会ハ毎年一回三月横浜ニ於テ之ヲ
開催シ臨時総会ハ必要ニ応シ会長之ヲ招集ス
- 第二十二条 総会ノ開催ハ少クトモ十日前ニ会員ニ対シ通
- 第二十三条 総会ノ決議ハ出席会員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス
可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス
- 第二十四条 本会則ハ会員総会ニ於テ出席会員三分ノ二以上
ノ同意アルニアラサレハ之ヲ変更スルコトヲ得ス
- 第二十五条 総会ニ於テ会長及副会長事故アルトキハ会長
ノ指名スル評議員其ノ議長タルモノトス
- 第五章 会計
- 第二十六条 本会ノ会計年度ハ毎年四月一日ニ始り翌年三
月三十一日ヲ以テ終ル
- 第二十七条 会員ハ入会金壱円及会費年額金壱円ヲ負担ス
ルコトヲ要ス但シ納入シタル会費ハ一切之ヲ
還付セス
- 第二十八条 前条会費年額ノ二十倍以上ノ金額ヲ会費トシ
テ一時ニ払込ムトキハ以後会費払込ノ義務ナ
キモノトス但シ通常ノ会費以外ノ負担アル場

知ヲ発スルモノトス但シ本会ノ發行スル会報
其他会員ニ配布スル印刷物ニ掲載シテ書面發

送ニ代フルコトヲ得

合ハコノ限りニアラス

昭和十二年六月

横浜専門学校同窓会

第二十九条 母校在学生ハ在学中ニ予メ前条ノ終身会費ヲ

分納スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其終身会

費ハ金弐拾円トス

終身会費ヲ分納スル母校在学生ハ会員ニ準ス

但シ本会ノ役員トナリ又ハ会員総会ニ出席ス

ルコトヲ得ス

第三十条 会計決算ニ於ケル剩余金ハ積立金トス

第三十一条 本会ノ收支計算ハ之ヲ総会ニ於テ報告シ其承認ヲ受クルモノトス

第六章 支部

第三十二条 会員十名以上在住ノ地ニ於テハ会長ノ承認ヲ

得テ支部ヲ設クルコトヲ得

第三十三条 支部所定ノ地域ニ在住スル会員ハ當該支部員

トス

第三十四条 支部ニハ支部長ヲ置ク

支部長ハ支部員ノ互選ニ基キ会長之ヲ任命ス

支部長ノ任期ハ二ヶ年トス

御蔭様で元氣で仕事に従事致してゐます。母校も学問にスポーツにあらゆる方面に隆盛をきはめ、校風の基礎やうやく強固に定められ出でては多数内外に雄飛せる卒業生を送

44 記事「大連同窓会支部の近況」(抄)

(一九三五(昭和十)年九月二十五日)

〔前略〕

拝啓平素は御無沙汰に打過ぎ居て何とて申訳の言葉も無之次第で御座います。

大陸的暑さの満洲の地にも、朝夕は涼しき風が真黒に日焼致した若人の頬を和かくなぜる涼しき気節となりました。これからは一日一日と涼しくなる事でせう。

貴地は如何で御座いますか。先生には其の後お変り御座いませんか御伺申上ます。

り出し、新興横専の前途実に洋々たるものあるを感じるに
つけても、其の昔境の谷に親しく学びし時代に比し、実に
其の發展進歩性の大にして且急激なるに、唯々驚きと嬉し
さを禁ずる事が出来ません。

さて海の彼方の満洲に於ても横専卒業生は多数各自多方
面の会社官庁商店に勤務致し、益々團結に力を注ぎ一路成
功の道に努力致して拓け行く大満洲の地で、飽迄母校の名
誉を輝かさんものと懸命に働いてゐる次第です。

過日第一回同窓会を大連に於て開催致しました。実は第一
回卒の松田実兄が平常から是非開催致したいと企られて
いました所、好機を得ず延び／＼となつていたのですが、
其の内に松田兄はチチハル鉄路局の方へ御転任となりお流
れの形となつていたのですが、新興満洲国で働く我等同窓
生は、どうしても完全なる連絡をとりお互いに助け合つて
円満なる發展をとげねばならんとの見地から、丁度暑中休
であるし又会員も大分多数に居る事だと思ひ、不肖小生
がはなはだ僭越でありましたが勇気を出して開催致して見
た次第です。三回卒の久保敏君が色々と御助力被下て、は

なはだ急の企にも拘不母校愛に燃へし我が横専卒業生は、
多忙中暑さをいとはず多数出席下さつて、当時大連在住
の者は（卒業生のみで在校生の出席なかつた事は残念でした）、ほとんど全部顔を揃へる事が出来たのは本当に嬉しく感じました。

聞く所に依れば母校に於ても同窓会本部の設立を企て、
いられる由、一日も早く之が設立されん事を在満横専同窓
生一同は願つてゐる様な次第です。

『ローマは一朝にしてならず』平常の先生の御教訓を嚴
守致しつゝ、我等若き横専卒業生は一致協力国家のため新興
満洲国建設發展の為、母校の名誉の為最大なる努力を惜ま
ん事を契ひ合ひつゝ、過ぎ去りし横専三ヶ年間の生活中の
悲喜劇談就職失敗談恩師の面影、はては現在就職してから
の社界觀について等、夜の更くるを忘れて快談し合ひ何時
つくるとも知れませんでしたが、結局次回会合を約して十
時半過ぎなつかしき校歌と横専の万才三唱をしてこの夕の
楽しき集ひの幕を閉じました。別封は当夜出席者の寄書と
在満横専卒業生の名簿で御座います。

御参考までにお送り致します。

尚学報に御掲載下されば幸甚で御座います。

我等四十名に垂ん□する横専卒業生は、はち切れさうな元気と横専スピリットでパイオニヤとしての使命を完うせんと懸命の努力を致してゐます。母校に於かれても何卒若

き満洲國延び行く満蒙の天地に雄飛される多数の卒業生を出されん事を切に祈りつゝ、拙き筆を置きます。

諸先生様へくれぐれもよろしく御伝え下さいませ。

暑さの折から何卒御身御大切に遊せませ。敬具。

八月二十六日

大連市朝日町十二

高岡組宿舎内

第二回卒

岩田文雄

米田吉盛先生

(『横専学報』第四五号、一九三五年九月二十五日)

45 林頼三郎「同窓会報の発刊を祝す」

(一九三八(昭和十三)年九月十四日)

同窓会報の発刊を祝す

同窓会会长 林頼三郎

吾が横浜専門学校が金港の一角に高遠の理想を掲げて、昭和四年春呱々の声を挙げてより、年々逸材を輩出して同窓生既に二千余名に達し、夫々各方面に活躍せられつゝあるは寔に欣快に堪へざる処である。

然るに是等同窓生の動静を知り、其の連絡機關たるべき同窓会報の発刊を見ざりしは余の誠に遺憾とせし処なりしが、機熟して茲に其の上梓を見るに至つた事は、一は同窓諸君互に其の消息を知りて旧交を温め以て激励するの資となし又一は後進へのよき指導ともなり寔に有意義の企なりと慶に堪へない。

冀くば益々此機関を利用し所期の目的を達せしめ、以て母校の發展に資せられん事を。以て祝辞となす。

(『同窓会報』創刊号、一九三八年九月)